

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-30681
(P2004-30681A)

(43) 公開日 平成16年1月29日(2004.1.29)

(51) Int.C1.⁷

G06K 19/07

G06F 17/60

F 1

G06K 19/00

H

テーマコード(参考)

5B035

G06F 17/60

106

G06F 17/60

502

G06F 17/60

510

G06F 17/60

512

審査請求 未請求 請求項の数 42 O L (全 32 頁)

(21) 出願番号

特願2003-207421 (P2003-207421)

(22) 出願日

平成15年8月13日 (2003.8.13)

(62) 分割の表示

特願2000-210689 (P2000-210689)

の分割

原出願日

平成12年7月6日 (2000.7.6)

(71) 出願人 000005108

株式会社日立製作所

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

(74) 代理人 100075096

弁理士 作田 康夫

(72) 発明者 岡本 周之

神奈川県川崎市麻生区王禅寺1099番地

株式会社日立製作所システム開発研究所

内

(72) 発明者 宝木 和夫

神奈川県川崎市麻生区王禅寺1099番地

株式会社日立製作所システム開発研究所

内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 IDの管理方法及び管理システム

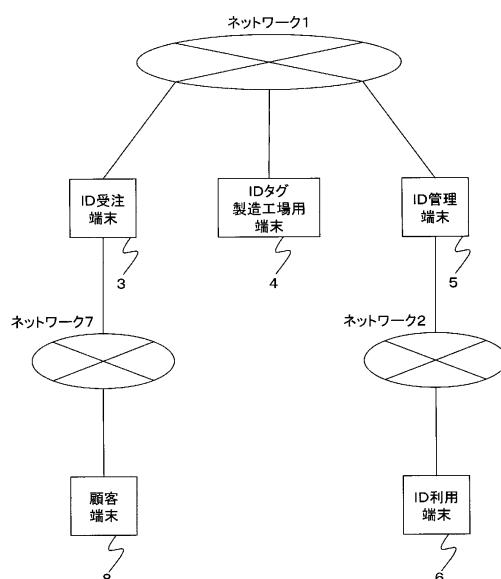
(57) 【要約】

【課題】改竄検知符号を備えたIDの発行と流通を管理し、IDを利用した物品管理を効率よく、かつ、信頼性高く行うことが可能な仕組みを提供する。

【解決手段】改竄検知符号を備えたIDを書き換え不可領域に格納した電子回路チップをIDタグとして用いる。ID受注端末とIDタグ製造工場用端末の情報をID管理端末に集約し、一括管理する。ID利用端末に機密性の高い情報を格納しておかなくてもいいように、前記情報をID管理端末に問い合わせる、または、前記情報の必要な処理をID管理端末に依頼する手段を構築する。

【選択図】 図3

図3



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

ID発行の受注を行なうID受注端末と、前記IDが格納されたIDタグの製造を行なう製造工場用端末と、ネットワークを介して前記ID受注端末および製造工場用端末に接続されたID管理端末とを含むID管理システムを用いて、IDの管理を行うID管理方法であって、

前記IDタグには、外部からデータを読み取り可能な電子回路チップが装着されており、前記電子回路チップは、書き換え不可の記憶領域を有し、且つ当該領域に、外部から読み取り可能なデータとして、受注したIDと、IDの属性情報と、改竄検知符号、とを含む、拡張IDを格納しており、

前記ID管理端末において、

前記ID受注端末から、前記拡張IDを含む受注ID登録要求が送られてきた場合に、当該拡張IDが登録済みであるとして、データベースに登録する受注ID登録ステップと、前記製造工場用端末から、製造済みの前記IDタグに格納されている前記拡張IDを含む、製造済みID登録要求が送られてきた場合に、当該拡張IDを格納した前記IDタグが製造済みであるとして、前記データベースに登録する製造済みID登録ステップと、を有するID管理方法。

【請求項 2】

請求項1記載のID管理方法であって、

前記ID管理端末において、

前記ID受注端末から、前記拡張IDを含むID重複確認要求が送られてきた場合に、当該拡張IDが受注済みであるとして前記データベースに登録されているか否かを調べ、その結果を前記ID受注端末に通知するID重複確認ステップをさらに有するID管理方法。

【請求項 3】

請求項1記載のID管理方法であって、

前記ID管理端末において、

前記IDタグ製造工場用端末から、前記IDタグに格納されている前記拡張IDを含む、欠番ID登録要求が送られてきた場合に、当該要求に含まれる拡張IDが欠番IDであるとして、前記データベースに登録する欠番ID登録ステップをさらに有するID管理方法。

【請求項 4】

請求項1記載のID管理方法であって、

前記ID管理システムは、

ネットワークを介して前記ID管理端末に接続された、ID利用端末を含んでおり、

前記ID管理端末において、

前記ID利用端末から、前記拡張IDを含む検証要求が送られてきた場合に、当該拡張IDを、データベースに格納してある拡張IDと比較し、送られてきた拡張IDに含まれる前記改竄検知符号が正当か否かを検証する検証ステップをさらに有するID管理方法。

【請求項 5】

請求項1記載のID管理方法であって、

前記ID管理システムは、

ネットワークを介して前記ID管理端末に接続された、ID利用端末を含んでおり、

前記ID管理端末において、

前記ID利用端末から、前記IDの属性情報を含む検証用鍵要求が送られてきた場合に、当該属性情報と対応づけられてデータベースに格納してある、前記改竄検知符号の検証用の鍵を、前記ID利用端末に送信するステップをさらに有するID管理方法。

【請求項 6】

請求項1記載のID管理方法であって、

前記ID管理システムは、

10

20

30

40

50

ネットワークを介して前記ＩＤ管理端末に接続された、ＩＤ利用端末を含んでおり、前記ＩＤ管理端末において、

前記ＩＤ利用端末から、復号化用鍵要求が送られてきた場合に、データベースに格納してある、暗号化された拡張ＩＤの復号化用の鍵を、前記ＩＤ利用端末に送信するステップをさらに有するＩＤ管理方法。

【請求項7】

請求項1記載のＩＤ管理方法であって、

前記ＩＤ管理システムは、

ネットワーク2を介して前記ＩＤ管理端末に接続された、ＩＤ利用端末を含んでおり、前記ＩＤ管理端末において、

前記ＩＤ利用端末から、前記拡張ＩＤを含む、失効ＩＤ登録要求が送られてきた場合に、当該要求に含まれる拡張ＩＤが失効ＩＤであるとして、前記データベースに登録する失効ＩＤ登録ステップをさらに有するＩＤ管理方法。

【請求項8】

請求項1記載のＩＤ管理方法であって、

前記ＩＤ管理システムは、

ネットワークを介して前記ＩＤ受注端末に接続された、顧客端末を含んでおり、

前記ＩＤ受注端末において、

前記顧客端末から、前記ＩＤタグを発注する顧客の情報と、前記ＩＤタグへの格納を希望するＩＤと、前記ＩＤの改竄検知符号を生成するための鍵と、を含む発注情報が送られてきた場合に、当該発注情報を用いて、前記ＩＤの属性情報と、前記改竄検知符号と、を生成し、前記拡張ＩＤを生成する拡張ＩＤ生成ステップと、前記顧客端末からの要求に応じて、前記発注情報と、前記拡張ＩＤと、を含む受注情報を送信するステップと、

前記受注情報を含む受注ＩＤ登録要求をＩＤ管理端末に送信する受注ＩＤ登録要求ステップと、

前記拡張ＩＤを含むＩＤタグ製造要求を前記ＩＤタグ製造工場用端末に送信するＩＤタグ製造要求ステップと、を有するＩＤ管理方法。

【請求項9】

請求項1記載のＩＤ管理方法であって、

前記ＩＤタグ製造工場用端末において、

前記ＩＤ受注端末から、前記拡張ＩＤを含むＩＤタグ製造要求が送られてきた場合に、前記ＩＤタグを製造させるステップと、

製造された前記ＩＤタグを検査させるステップと、

前記検査ステップの結果が合格の場合に、前記ＩＤタグに格納されている前記拡張ＩＤを含む、製造済みＩＤ登録要求を前記ＩＤ管理端末に送信する製造済みＩＤ登録要求ステップと、を有するＩＤ管理方法。

【請求項10】

請求項1記載のＩＤ管理方法であって、

前記ＩＤ利用端末において、

処理動作の指示を受け入れる指示入力ステップと、

前記ＩＤタグに装着されている前記電子回路チップから前記拡張ＩＤを取得するＩＤ読み取りステップと、

前記読み取りステップで取得した前記拡張ＩＤの正当性を、当該拡張ＩＤに含まれる前記改竄検知符号を用いて検証する検証ステップと、

前記指示入力ステップで受け入れた指示が情報読み取り指示である場合に、前記ＩＤ読み取りステップで取得した前記拡張ＩＤと対応づけられている情報をデータベースから取り出し、当該情報に応じて定められた処理を行なうステップと、

前記指示入力ステップで受け入れた指示が更新指示である場合に、更新情報を入手し、当該更新情報で、前記ＩＤ読み取りステップで取得した前記拡張ＩＤと対応づけられている情報を更新するステップと、

10

20

30

40

50

前記指示入力ステップで受け入れた指示が新規登録指示である場合に、新規情報を入手し、当該新規情報を、前記ID読み取りステップで取得した前記拡張IDと対応づけてデータベースに格納するステップと、

前記指示入力ステップで受け入れた指示が失効ID登録指示である場合に、前記IDタグの情報と対応づけられている前記拡張IDをデータベースから取り出し、当該拡張IDを含む失効ID登録要求をID管理端末に送信する失効ID登録要求ステップと、
を有するID管理方法。

【請求項11】

ID発行の受注を行なうID受注端末と、前記IDが格納されたIDタグの製造を行なう
10 製造工場用端末と、ネットワークを介して前記ID受注端末および製造工場用端末に接続
されたID管理端末とを含むID管理システムであって、

前記IDタグは、外部からデータを読み取り可能な電子回路チップを備え、

前記電子回路チップは、書き換え不可の記憶領域を有し、且つ当該領域に、外部から読み取り可能なデータとして、受注したIDと、IDの属性情報と、改竄検知符号、とを含む、
拡張IDを格納しており、

前記ID受注端末は、受注時に受け入れた発注情報から生成した受注情報を含む受注ID
登録要求を、前記ID管理端末に送る受注ID登録要求処理部を備え、

前記ID管理端末は、前記受注ID登録要求が送られてきた場合に、当該拡張IDが登録
済みであるとして、データベースに登録する受注ID登録処理部を備え、

前記製造工場用端末は、製造済みの前記IDタグに格納されている前記拡張IDを含む、
20 製造済みID登録要求を、前記ID管理端末に送らせる製造済みID登録要求処理部を備え、

前記ID管理端末は、前記製造済みID登録要求が送られてきた場合に、当該拡張IDを
格納した前記IDタグが製造済みであるとして、前記データベースに登録する製造済みID
登録処理部を備えるID管理システム。

【請求項12】

請求項11記載のID管理システムであって、

前記ID管理端末において、

前記ID受注端末から、前記拡張IDを含むID重複確認要求が送られてきた場合に、当
該拡張IDが受注済みであるとして前記データベースに登録されているか否かを調べ、
30 その結果を前記ID受注端末に通知するID重複確認処理部をさらに有するID管理シス
テム。

【請求項13】

請求項11記載のID管理システムであって、

前記ID管理端末において、

前記IDタグ製造工場用端末から、前記IDタグに格納されている前記拡張IDを含む、
欠番ID登録要求が送られてきた場合に、当該要求に含まれる拡張IDが欠番IDである
として、前記データベースに登録する欠番ID登録処理部をさらに有するID管理シス
テム。

【請求項14】

請求項11記載のID管理システムであって、

前記ID管理システムは、

ネットワークを介して前記ID管理端末に接続された、ID利用端末を含んでおり、

前記ID管理端末において、

前記ID利用端末から、前記拡張IDを含む検証要求が送られてきた場合に、当該拡張IDを、
データベースに格納してある拡張IDと比較し、送られてきた拡張IDに含まれる
前記改竄検知符号が正当か否かを検証する検証処理部をさらに有するID管理シス
テム。

【請求項15】

請求項11記載のID管理システムであって、

前記ID管理システムは、

10

20

30

40

50

ネットワークを介して前記ＩＤ管理端末に接続された、ＩＤ利用端末を含んでおり、前記ＩＤ管理端末において、

前記ＩＤ利用端末から、前記ＩＤの属性情報を含む検証用鍵要求が送られてきた場合に、当該属性情報と対応づけられてデータベースに格納してある、前記改竄検知符号の検証用の鍵を、前記ＩＤ利用端末に送信する処理部をさらに有するＩＤ管理システム。

【請求項 16】

請求項 11 記載のＩＤ管理システムであって、

前記ＩＤ管理システムは、

ネットワークを介して前記ＩＤ管理端末に接続された、ＩＤ利用端末を含んでおり、前記ＩＤ管理端末において、

前記ＩＤ利用端末から、復号化用鍵要求が送られてきた場合に、データベースに格納してある、暗号化された拡張ＩＤの復号化用の鍵を、前記ＩＤ利用端末に送信する処理部をさらに有するＩＤ管理システム。

【請求項 17】

請求項 11 記載のＩＤ管理システムであって、

前記ＩＤ管理システムは、

ネットワーク 2 を介して前記ＩＤ管理端末に接続された、ＩＤ利用端末を含んでおり、前記ＩＤ管理端末において、

前記ＩＤ利用端末から、前記拡張ＩＤを含む、失効ＩＤ登録要求が送られてきた場合に、当該要求に含まれる拡張ＩＤが失効ＩＤであるとして、前記データベースに登録する失効ＩＤ登録処理部をさらに有するＩＤ管理システム。

【請求項 18】

請求項 11 記載のＩＤ管理システムであって、

前記ＩＤ管理システムは、

ネットワークを介して前記ＩＤ受注端末に接続された、顧客端末を含んでおり、

前記ＩＤ受注端末において、

前記顧客端末から、前記ＩＤタグを発注する顧客の情報と、前記ＩＤタグへの格納を希望するＩＤと、前記ＩＤの改竄検知符号を生成するための鍵と、を含む発注情報が送られてきた場合に、当該発注情報を用いて、前記ＩＤの属性情報と、前記改竄検知符号と、を生成し、前記拡張ＩＤを生成する拡張ＩＤ生成処理部と、

前記顧客端末からの要求に応じて、前記発注情報と、前記拡張ＩＤと、を含む受注情報を送信する受注情報送信処理部と、

前記受注情報を含む受注ＩＤ登録要求をＩＤ管理端末に送信する受注ＩＤ登録要求処理部と、

前記拡張ＩＤを含むＩＤタグ製造要求を前記ＩＤタグ製造工場用端末に送信するＩＤタグ製造要求処理部と、を有するＩＤ管理システム。

【請求項 19】

請求項 11 記載のＩＤ管理システムであって、

前記ＩＤタグ製造工場用端末は、

前記ＩＤ受注端末から、前記拡張ＩＤを含むＩＤタグ製造要求が送られてきた場合に、前記ＩＤタグの製造と、

製造された前記ＩＤタグの検査を指示する制御部と、

前記検査処理部の結果が合格の場合に、前記ＩＤタグに格納されている前記拡張ＩＤを含む、製造済みＩＤ登録要求を前記ＩＤ管理端末に送信する製造済みＩＤ登録要求処理部と、を有するＩＤ管理システム。

【請求項 20】

請求項 11 記載のＩＤ管理システムであって、

前記ＩＤ利用端末において、

処理動作の指示を受け入れる指示入力処理部と、

前記ＩＤタグに装着されている前記電子回路チップから前記拡張ＩＤを取得するＩＤ読み

10

20

30

40

50

取り処理部と、

前記読み取り処理部で取得した前記拡張IDの正当性を、当該拡張IDに含まれる前記改竄検知符号を用いて検証する検証処理部と、

前記指示入力処理部で受け入れた指示が情報読み取り指示である場合に、前記ID読み取り処理部で取得した前記拡張IDと対応づけられている情報をデータベースから取り出し、当該情報に応じて定められた処理を行なう処理部と、

前記指示入力処理部で受け入れた指示が更新指示である場合に、更新情報を入手し、当該更新情報で、前記ID読み取り処理部で取得した前記拡張IDと対応づけられている情報を更新する処理部と、

前記指示入力処理部で受け入れた指示が新規登録指示である場合に、新規情報を入手し、当該新規情報を、前記ID読み取り処理部で取得した前記拡張IDと対応づけてデータベースに格納する処理部と、

前記指示入力ステップで受け入れた指示が失効ID登録指示である場合に、前記IDタグの情報と対応づけられている前記拡張IDをデータベースから取り出し、当該拡張IDを含む失効ID登録要求をID管理端末に送信する処理部と、
を有するID管理システム。

【請求項21】

ネットワークに接続されて用いられ、IDタグに格納された拡張IDの管理を行うID管理端末であって、

前記IDタグは、外部からデータを読み取り可能な、書き換え不可の記憶領域を有し、且つ当該領域に、受注したIDと、IDの属性情報と、改竄検知符号、とを含む、拡張IDを格納しており、

前記拡張IDと、当該拡張IDに関連する情報と、を登録するデータベースを記憶する記憶手段と、

前記ネットワークに接続された他の端末と、通信を行う通信手段と、

前記通信手段により、前記他の端末から、受注時に受け入れた発注情報から生成した受注情報を含む受注ID登録要求が送られてきた場合に、当該拡張IDが登録済みであるとして、データベースに登録する受注ID登録手段と、

前記通信手段により、前記他の端末から、製造済みの前記IDタグに格納されている前記拡張IDを含む、製造済みID登録要求が送られてきた場合に、当該拡張IDを格納した前記IDタグが製造済みであるとして、前記データベースに登録する製造済みID登録手段と、を有するID管理端末。

【請求項22】

請求項21記載のID管理端末であって、

前記通信手段により、前記他の端末から、前記拡張IDを含むID重複確認要求が送られてきた場合に、当該拡張IDが受注済みであるとして前記データベースに登録されているか否かを調べるID重複確認手段をさらに有し、

前記通信手段は、

前記ID重複確認手段での確認結果を前記他の端末に送信するID管理端末。

【請求項23】

請求項21記載のID管理端末であって、

前記通信手段により、前記他の端末から、前記IDタグに格納されている前記拡張IDを含む、欠番ID登録要求が送られてきた場合に、当該拡張IDが欠番IDであるとして、前記データベースに登録する欠番ID登録手段をさらに有するID管理端末。

【請求項24】

請求項21記載のID管理端末であって、

前記通信手段により、前記他の端末から、前記拡張IDを含む検証要求が送られてきた場合に、当該拡張IDを、データベースに格納してある拡張IDと比較し、送られてきた拡張IDに含まれる前記改竄検知符号が正当か否かを検証する検証手段をさらに有し、

前記通信手段は、

10

20

30

40

50

前記検証手段での検証結果を前記他の端末に送信する I D 管理端末。

【請求項 2 5】

請求項 2 1 記載の I D 管理端末であって、

前記通信手段により、前記他の端末から、前記 I D の属性情報を含む検証用鍵要求が送られてきた場合に、当該属性情報と対応づけられてデータベースに格納してある、前記改竄検知符号の検証用の鍵を入手する検証用鍵入手手段をさらに有し、

前記通信手段は、

前記改竄検知符号の検証用の鍵を前記端末に送信する I D 管理端末。

【請求項 2 6】

請求項 2 1 記載の I D 管理端末であって、

前記通信手段により、前記他の端末から、復号化用鍵要求が送られてきた場合に、データベースに格納してある、暗号化された拡張 I D の復号化用の鍵を入手する復号化用鍵入手手段をさらに有し、

前記通信手段は、

前記暗号化された拡張 I D の復号化用の鍵を前記端末に送信する I D 管理端末。

【請求項 2 7】

請求項 2 1 記載の I D 管理端末であって、

前記通信手段により、前記他の端末から、前記拡張 I D を含む失効 I D 登録要求が送られてきた場合に、当該要求に含まれる拡張 I D が失効 I D であるとして、前記データベースに登録する失効 I D 登録手段をさらに有する I D 管理端末。

【請求項 2 8】

ネットワークに接続されて用いられ、I D タグに格納される I D の発行を受注する I D 受注端末であって、

前記 I D タグには、外部からデータを読み取り可能な、書き換え不可の記憶領域を有し、且つ当該領域に、受注した I D と、I D の属性情報と、改竄検知符号、とを含む、拡張 I D を格納しており、

前記ネットワークに接続された他の端末と、通信を行う通信手段と、

前記他の端末から、前記 I D タグを発注する顧客の情報と、前記 I D タグへの格納を希望する I D と、前記 I D の改竄検知符号を生成するための鍵と、を含む発注情報が送られてきた場合に、当該発注情報を用いて、前記 I D の属性情報と、前記改竄検知符号と、を生成し、前記拡張 I D を生成する拡張 I D 生成部と、

前記通信手段により、前記発注情報から生成した受注情報を含む受注 I D 登録要求を I D 管理端末に送信する受注 I D 登録要求手段と、

前記通信手段により、前記拡張 I D を含む I D タグ製造要求を前記 I D タグ製造工場用端末に送信する I D タグ製造要求手段と、を有する I D 受注端末。

【請求項 2 9】

請求項 2 8 記載の I D 受注端末であって、

前記通信手段により、前記拡張 I D を含む I D 重複確認要求を前記他の端末に送信して、前記拡張 I D が前記 I D 管理端末に登録してある拡張 I D と重複しているか否かを確認させる I D 重複確認要求処理部をさらに有する I D 受注端末。

【請求項 3 0】

請求項 2 8 記載の I D 受注端末であって、

乱数を生成し、当該乱数を前記改竄検知符号の生成用の鍵とする手段をさらに有する I D 受注端末。

【請求項 3 1】

請求項 2 8 記載の I D 受注端末であって、

前記拡張 I D を暗号化し、暗号化してあることを示す暗号化符号を添付する手段をさらに有する I D 受注端末。

【請求項 3 2】

ネットワークに接続されて用いられ、I D タグを製造する I D タグ製造工場で用いる I D

10

20

30

40

50

タグ製造工場用端末であって、

前記ＩＤタグは、外部からデータを読み取り可能な、書き換え不可の記憶領域を有し、且つ当該領域に、受注したＩＤと、ＩＤの属性情報と、改竄検知符号、とを含む、拡張ＩＤを格納しており、

前記ネットワークに接続された他の端末と、通信を行う通信手段と、

前記通信手段により、前記他の端末から、前記拡張ＩＤを含むＩＤタグ製造要求が送られてきた場合に、当該製造要求に従った前記ＩＤタグの製造と、製造された前記ＩＤタグの検査を実施させる制御手段と、

前記検査の結果が合格の場合に、前記通信手段により、前記ＩＤタグに格納されている前記拡張ＩＤを含む、製造済みＩＤ登録要求を前記他の端末に送信して、当該他の端末に、前記拡張ＩＤを格納したＩＤタグが製造済みであるとして登録させる製造済みＩＤ登録要求手段と、

を有するＩＤタグ製造工場用端末。

【請求項 3 3】

請求項 3 2 記載のＩＤタグ製造工場用端末であって、

前記検査の結果が不合格であり、かつ、前記ＩＤタグの再製造が不要な場合に、前記通信手段により、前記ＩＤタグに格納されている前記拡張ＩＤを含む、欠番ＩＤ登録要求を前記他の端末に送信して、当該他の端末に、前記拡張ＩＤが欠番ＩＤであるとして登録させる欠番ＩＤ登録要求手段をさらに有するＩＤタグ製造工場用端末。

【請求項 3 4】

ネットワークに接続されて用いられ、ＩＤタグを利用する際に用いるＩＤ利用端末であって、

前記ＩＤタグには、外部からデータを読み取り可能な、書き換え不可の記憶領域を有し、且つ当該領域に、受注したＩＤと、ＩＤの属性情報と、改竄検知符号、とを含む、拡張ＩＤを格納しており、

前記拡張ＩＤと、当該拡張ＩＤに関連する情報と、当該拡張ＩＤが格納されている前記ＩＤタグと対応づけられている情報と、を登録するデータベースを記憶する記憶手段と、前記ネットワークに接続された、前記他の端末と通信を行う通信手段と、

処理動作の指示を受け入れる指示入力手段と、

前記ＩＤタグに装着されている前記電子回路チップから前記拡張ＩＤを取得するＩＤ読み取り手段と、

前記読み取り手段で取得した前記拡張ＩＤの正当性を、当該拡張ＩＤに含まれる前記改竄検知符号を用いて検証する検証手段と、

前記指示入力手段で受け入れた指示が情報読み取り指示である場合に、前記ＩＤ読み取り手段で取得した前記拡張ＩＤと対応づけられている情報をデータベースから取り出し、当該情報に応じて定められた処理を行なう手段と、

前記指示入力手段で受け入れた指示が更新指示である場合に、更新情報を入手し、当該更新情報で、前記ＩＤ読み取り手段で取得した前記拡張ＩＤと対応づけられている情報を更新する手段と、

前記指示入力手段で受け入れた指示が新規登録指示である場合に、新規情報を入手し、当該新規情報を、前記ＩＤ読み取り手段で取得した前記拡張ＩＤと対応づけてデータベースに格納する手段と、

前記指示入力手段で受け入れた指示が失効ＩＤ登録指示である場合に、前記ＩＤタグの情報と対応づけられている前記拡張ＩＤをデータベースから取り出し、当該拡張ＩＤを含む失効ＩＤ登録要求をＩＤ管理端末に送信する手段と、

を有するＩＤ利用端末。

【請求項 3 5】

請求項 3 4 記載のＩＤ利用端末であって、

前記ＩＤ読み取り手段で取得した前記拡張ＩＤが暗号化されている場合に、前記記憶手段に格納されている復号化用の鍵を用いて復号化を行なう手段をさらに有するＩＤ利用端末

10

20

30

40

50

。

【請求項 3 6】

請求項 3 4 記載の ID 利用端末であって、

前記 ID 読み取り手段で取得した前記拡張 ID が暗号化されており、かつ、前記記憶手段に復号化用の鍵を所有していない場合に、前記通信手段により、復号化用鍵要求を前記他の端末に送信して、当該他の端末に、前記復号化用の鍵を送信させる手段をさらに有する ID 利用端末。

【請求項 3 7】

請求項 3 4 記載の ID 利用端末であって、

前記 ID 読み取り手段で取得した前記拡張 ID に含まれる前記改竄検知符号を検証する鍵を所有していない場合に、前記通信手段により、前記拡張 ID を含む検証用鍵要求を前記他の端末に送信して、当該他の端末に、前記検証用鍵を送信させる手段をさらに有する ID 利用端末。

【請求項 3 8】

請求項 3 4 記載の ID 利用端末であって、

前記通信手段により、前記 ID 読み取り手段で取得した前記拡張 ID を含む、検証要求を前記他の端末に送信して、当該他の端末に、前記拡張 ID の正当性を検証させる検証要求手段をさらに有し、

前記検証手段は、

検証結果として、前記他の端末から送られてくる前記検証要求に対する結果を用いる ID 利用端末。

【請求項 3 9】

ネットワークに接続可能な複数の計算機に、ID 発行の受注を行なう ID 受注端末と、前記 ID が格納された ID タグの製造を行なう製造工場用端末と、ID 管理端末とからなる ID 管理システムを実現させるプログラム製品であって、

前記計算機が読みとり可能な媒体と、

前記 ID 受注端末となる前記計算機に、受注時に受け入れた発注情報から生成した受注情報を含む受注 ID 登録要求を、前記 ID 管理端末に送らせる受注 ID 登録要求処理部を実現させるモジュールと、

前記 ID 管理端末となる前記計算機に、前記受注 ID 登録要求が送られてきた場合に、当該拡張 ID が登録済みであるとして、データベースに登録する受注 ID 登録処理部を実現させるモジュールと、

前記製造工場用端末となる前記計算機に、製造済みの前記 ID タグに格納されている前記拡張 ID を含む、製造済み ID 登録要求を、前記 ID 管理端末に送らせる製造済み ID 登録要求処理部を実現させるモジュールと、

前記 ID 管理端末となる前記計算機に、前記製造済み ID 登録要求が送られてきた場合に、当該拡張 ID を格納した前記 ID タグが製造済みであるとして、前記データベースに登録する製造済み ID 登録処理部を実現させるモジュールと、を備えるプログラム製品。

【請求項 4 0】

流通を管理するための ID タグを備える物品であって、

前記 ID タグは、前記物品の ID と前記物品に関わる属性情報と、前記 ID と前記属性情報に対する改竄検知符号とからなる拡張 ID を格納し、

前記 ID と、前記属性情報と、前記改竄検知符号と、前記改竄検知符号の検証用の鍵を、関連付けて格納するデータベースを用いて、前記拡張 ID の正当性を確認可能とした ID タグを備える物品。

【請求項 4 1】

請求項 4 0 記載の ID タグを備える物品であって、

前記拡張 ID は、さらに、前記 ID と前記属性情報との割り当てを制御するクラス情報をさらに含む ID タグを備える物品。

【請求項 4 2】

10

20

30

40

50

請求項 4 0 記載の ID タグを備える物品であって、

前記拡張 ID は、さらに、拡張 ID の桁数、改竄検知符号の桁数と計算方法を示すバージョン情報を含み、前記改竄検知符号は、前記バージョン情報に対する改竄をも検知するものである ID タグを備える物品。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、ID の管理を行う技術に関し、特に、改竄検知符号を備えた ID の、発行と流通の管理を行う技術に関する。

【0002】

10

【従来の技術】

従来より、JANコードなどの様々な ID が物品に付与され、物品の管理に利用されている。物品に関する情報を、物品に付与した ID (物品識別子) と関連付けて管理することにより、物品を個別に管理することができる。

【0003】

例えば、コンビニエンスストアなどでは、商品の製造会社や名前や価格を、商品の包装に印字されている JANコードと関連付けて管理しておき、バーコードを読み取ることで JANコードを入力すれば商品の情報を参照できるシステムを利用している。

【0004】

また、値が正しいものであることを保証するため、ID に誤り検知符号を備える。読み取った ID の誤り検知符号を所定の計算手順により検証することで、読み取りが正常に行われたか否かが判断できる。さらに、鍵となる数値を利用して計算する誤り検知符号には、鍵を知らない者による ID の改竄を検知する機能がある。以下では、鍵を利用して計算する誤り検知符号のことを改竄検知符号と呼ぶ。

【0005】

ID に高い安全性が求められる場合、改竄検知符号を備えた ID を利用する。例えば、身分証明証などのような ID の付与された物品を人と関連付けることにより、人を個別に管理する場合や、株券や商品券などの有価証券に ID を付与して管理する場合などがある。

【0006】

30

【発明が解決しようとする課題】

上記従来の ID の管理方法には、以下のような問題がある。

【0007】

すなわち、上記コンビニエンスストアの例の様に JANコードを物品の ID として利用する場合、ID の桁数制限により物品の種類別に ID を振り分けているため、同じ種類の物品において、1つ1つ個別に管理することはできない。また、個別管理ができるように JANコードよりも桁数を増やした ID があるが、バーコードで表示する場合、スペースの都合により適用できない物品もある。

【0008】

また、JANコードは誤り検知符号しか備えておらず、鍵を用いた改竄検知符号は備えていない。このため、ID を偽造されるおそれがある。偽造防止のため、ID に改竄検知符号を用いる場合は、安全のため、いくつかの ID 毎に異なる鍵を利用する必要がある。このため、上記コンビニエンスストアの例の様に、様々な種類の ID を扱う場合、扱う ID 全ての改竄検知符号の検証用の鍵をあらかじめ用意しておかねばならない。

【0009】

また、改竄検知符号を備えた ID を利用した物品管理を個人が行なう場合、ID が付与されたシールやテープを入手し、任意の物品に貼り付けて管理する方法などが考えられるが、改竄検知符号の検証用の鍵も管理する必要があり、困難である。

【0010】

また、ID に高い安全性が求められる場合、ID が重複しないように発行の管理を行なうか、もしくは、同一 ID の個数の管理を行なう必要がある。このためには、物品やシール

40

50

へのIDの印字や、電子タグに利用するメモリへの書き込みも、管理しなければならない。

【0011】

また、IDが重複しないように安全性高く発行の管理を行なっているものとして、クレジットカードのIDが挙げられる。しかし、クレジットカードのIDのように、サービスや、サービスを受ける人・法人に対して与えられているIDは、物品としての実体がなく情報にすぎないため、発行後に不正に複製されてしまう恐れがある。

【0012】

本発明は、上記事情に鑑みてなされたものであり、本発明の目的は、改竄検知符号を備え、物品個別に割り当て可能なIDの発行と流通を管理し、IDを利用した物品管理を効率よく、かつ、信頼性高く行うことが可能な仕組みを提供することにある。

【0013】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するために、本発明では、同じ種類の物品であっても異なるIDを個別に割り当て可能であり、さらに属性情報と改竄検知符号を備えた拡張型物品識別子（以下、拡張IDという）を利用する。属性情報とはIDを分類する情報で、IDの利用分野や、発行を依頼した会社名などを表わす情報である。そして、IDの備える改竄検知符号は、属性情報ごとに異なる鍵を用いて生成する。

【0014】

また、本発明では、IDの発行と流通を管理するためのID管理端末を設け、ネットワークを介して、IDを利用するためのID利用端末に接続する。ID管理端末には、発行したIDと、IDの属性情報と、改竄検知符号と、改竄検知符号の検証用の鍵を、関連付けて格納する。そして、ID管理端末は、IDとIDの属性情報と改竄検知符号とを含む改竄検知符号102の検証要求が、ID利用端末から送られてきた場合、格納しているIDと、それに関連付けられている改竄検知符号とを用いて検証し、結果を端末に返す。以下、検証要求とは、改竄検知符号102の検証要求を指す。また、IDの属性情報を含む検証用鍵要求がID利用端末から送られてきた場合、IDの属性情報と関連づけられている検証用の鍵を、端末に返す。ID利用端末は、IDを読み取る機能と、読み取ったIDとIDが付与されている物品の情報を関連付けて管理する機能と、物品の情報が処理を示すものであった場合にその処理を行なう機能を有している。

【0015】

また、本発明では、ID受注端末とIDタグ製造工場用端末を設け、ネットワークを介してID管理端末と接続する。ID受注端末は、IDの発行を依頼された日付け、個数、改竄検知符号の生成用の鍵などを格納し、生成用の鍵を用いて改竄検知符号の生成を行なう。IDと、IDの属性情報と、改竄検知符号をひとつにまとめる。暗号通信を利用してID管理端末に送信し、ID管理センタで管理している情報から、発行済みのIDと重複していないことを確認した後、同様に暗号通信を利用してIDタグ製造工場用端末に送信する。ここで、IDがバーコードと同じ情報を示している旨を属性情報に含ませて、複数個の同一IDを発行してもよい。

【0016】

一方、IDタグ製造工場用端末は、バーコードラベルや電子タグなどのIDタグを製造する製造部に対し、IDと、IDの属性情報と、改竄検知符号を、IDタグ上に印字、もしくは、IDタグ内に格納するよう、指示する。また、IDタグの検査部に対し、完成したIDタグに情報が正しく格納されているかどうかを検査するよう、指示する。そして、製造したIDタグの情報と検査結果を、暗号通信を利用してID管理端末に送信する。

【0017】

本発明によれば、IDを重複すること無く発行し、物品の個別管理を行なうことが可能となる。また、複数個の同一IDを発行し、IDを既存のバーコードシステムで利用することが可能となる。

【0018】

10

20

30

40

50

また、本発明によれば、IDの利用者は、検証用の鍵や装置を保持していなくても、ID利用端末からID管理端末に、ネットワークを通じてIDタグから読みとった情報（例えば、IDとIDの属性情報と改竄検知符号）を用いた検証要求を送信すれば、検証結果を得ることができる。

【0019】

また、本発明によれば、IDの利用者は、検証用の鍵を保持していなくても、ID利用端末からID管理端末に、ネットワークを通じてIDの属性情報を含む検証用鍵要求を送信すれば、検証用の鍵を得ることができ、改竄検知符号の検証を行なうことができる。

【0020】

また、本発明によれば、改竄検知符号の生成用および検証用の鍵や、IDの発行依頼者の情報などの、機密性の高い情報を秘密裏に管理することができる。 10

【0021】

また、本発明において、IDタグとして電子回路チップを用いる場合を考える。電子回路チップを製造するには、十分な設備が必要である。そして、電子回路チップを小型・薄型にするほど、電子回路チップを製造できる者が限られてくる。このため、不正な第三者がIDタグの複製を製造する可能性が低くなる。また、IDを電子回路チップの書き換え不可領域に格納すれば、不正な第三者がIDを改変することはできない。したがって、本発明によれば、ID管理端末が市場に流通するIDタグの個数を管理することができる。

【0022】

【発明の実施の形態】

以下、本発明の一実施形態が適用されたID管理システムについて説明する。 20

【0023】

まず、本実施形態のID管理システムで用いるIDおよびIDタグについて説明する。

【0024】

図1は本実施形態のID管理システムで用いるIDの一例を示した図である。

【0025】

図1(a)に示すように、本実施形態で用いるID100は、IDの属性情報101と、改竄検知符号102を伴ない、拡張ID200として一まとめで利用される。属性情報101とはID100を分類する情報で、ID100の利用分野や、発行を依頼した会社名などを表わす情報である。また、改竄検知符号102は、属性情報101ごとに異なる鍵を用いて、ID100と属性情報101に対して所定の計算を行ない生成される。改竄検知符号102を生成するための計算には、公開鍵暗号、共通鍵暗号、ハッシュ生成関数などを組み合わせたものを利用するとよい。 30

【0026】

図1(b)は、図1(a)の3要素にクラス情報103が付随する場合を示している。クラス情報とは、ID100と属性情報101の切り分け位置、すなわち、それぞれの桁数を示す情報である。図1(c)、(d)、(e)に示すように、クラス情報103を用いれば、拡張ID200と改竄検知符号102が同じ桁数でありながら、ID100と属性情報101の桁数や個数を様々に変えた拡張ID200を構築することができる。このため、拡張ID200の受け渡しや、改竄検知符号102の生成および検証に用いる仕組みを変えることなく、用途に応じて、ID100と属性情報101の桁数や個数の組み合わせが最適な拡張ID200を利用できる。 40

【0027】

また、図1(f)は、図1(a)の3要素にバージョン情報104が付随する場合を示している。バージョン情報とは、拡張ID200のバージョンを示す情報である。バージョン情報104から、拡張ID200の桁数、改竄検知符号102の桁数と計算方法などが分かる。

【0028】

また、図1(g)は、拡張ID200が暗号化してある場合を示している。暗号化することを示す暗号化符号105と、図1(a)の3要素を暗号化した情報106からなる

10

20

30

40

50

。拡張ＩＤ200を暗号化して用いると、復号化用の鍵を知らない者には拡張ＩＤ200の構成要素が判別できないため、不正な解読を防止することができる。

【0029】

なお、拡張ＩＤ200は上記に限らず、クラス情報103の追加、バージョン情報104の追加、暗号化、のうちの任意の2つ、または、全てを組み合わせたものでも良い。

【0030】

図2は本実施形態のID管理システムで用いるIDタグの一例を示した図である。

【0031】

図2(a)は、テープ状のIDタグ300に電子回路チップ301が複数個装着されている様子を示す。適切な位置でテープを切断することで、任意の個数の電子回路チップが装着されたテープ片を得ることができる。

【0032】

なお、IDタグ300は、電子回路チップ301が装着されているテープ状のものとしたが、シート状のものであってもよいし、電子回路チップ301そのものでもよい。また、IDが印刷されたラベルであってもよい。

【0033】

電子回路チップ301は、たとえば、十分な設備を有する半導体製造メーカーでなければ製造できない0.3mm角程度の小型電子回路チップであり、薄型の略直方体の形状を有している。また、図2(b)に示すように、シリコンチップ302上に、メモリおよびその読み出し回路として機能する電子回路303と、コンデンサ304と、アンテナ305とが、形成されて構成されている。メモリは、書き換え不可能なメモリ部分を含むものとする。また、書き換え不可能なメモリ部分には、拡張ID200が格納されている。

【0034】

なお、電子回路303の書き換え不可能なメモリ部分への拡張ID200の格納は、電子回路チップ301の製造業者が、当該チップ301をIDタグ300の製造業者へ出荷する前に、予め行っておくようとする。電子回路303の書き換え不可能なメモリ部分とは、ROMなどの書き換え不可能なメモリの他、たとえば、拡張ID200が書き込まれた部分が書き換え不可に設定されている、EEPROMなどの書き換え可能なメモリも含むものとする。

【0035】

電子回路303とコンデンサ304とアンテナ305は、図2(c)に示すような回路を形成している。この回路は、外部から与えられた電波により、アンテナ305にて電流を誘起し、電荷をコンデンサ304に蓄積する。そして、コンデンサ304に蓄積した電荷から得た電力を用いて、電子回路303に記憶されている情報を、アンテナ305より電波を用いて送信する。すなわち、この電子回路チップ301に電波を与えることにより、外部より非接触で電子回路チップ301の電子回路303に格納されている拡張ID200を読み出すことができる。

【0036】

次に、以上のようなIDタグ300を利用して拡張ID200の管理を行う、ID管理システムの構成について説明する。

【0037】

図3は、本実施形態が適用されたID管理システムの概略図である。

【0038】

図示するように、本実施形態のID管理システムは、ID受注端末3と、IDタグ製造工場用端末4と、ID管理端末5とが、専用ネットワークやインターネットなどのネットワーク1に接続されて構成される。なお、図3に示す例では、端末3および4をそれぞれ1つ示しているが、複数であってもかまわない。また、顧客端末8は、専用ネットワークやインターネットなどのネットワーク7を介して、ID受注端末3に接続されている。また、ID管理端末5は、専用ネットワークやインターネットなどのネットワーク2を介して、ID利用端末6に接続されている。ネットワーク1とネットワーク2とネットワーク7

10

20

30

40

50

とは、同じネットワークであってもよい。

【0039】

顧客端末8は、IDタグ300を発注するために必要な発注情報を、顧客が入力する端末であり、発注情報をID受注端末3に送信する。

【0040】

ID受注端末3は、拡張ID200の発行を受注するための端末であり、顧客端末8から送られてきた発注情報から、ID100、属性情報101、改竄検知符号102などを含む拡張ID200を生成し、IDタグ製造工場用端末4に送信する。

【0041】

また、IDタグ製造工場用端末4は、IDタグ300の製造を管理する端末であり、ID受注端末3から送られてきた拡張ID200が付与されたIDタグ300の製造状況をID管理端末5に送信する。

【0042】

また、ID管理端末5は、ID受注端末3とIDタグ製造工場用端末4から送られてくる情報を管理し、ID利用端末6から送られてくる要求に応える。

【0043】

また、ID利用端末6は、IDタグ300から拡張ID200を読み取り、拡張ID200と関連付けて管理している情報を利用するための端末であり、必要に応じて、ID管理端末5に要求を送信する。

【0044】

なお、ID管理端末5に、ID受注端末3としての機能を持たせるようにすることで、ID受注端末3を省略してもよい。また、ID管理端末5に、IDタグ製造工場用端末4としての機能を持たせるようにすることで、IDタグ製造工場用端末4を省略してもよい。また、ID管理端末5に、ID利用端末6としての機能を持たせるようにすることで、ID利用端末6を省略してもよい。また、ID受注端末3に、顧客端末8としての機能を持たせるようにすることで、顧客端末8を省略してもよい。

【0045】

なお、顧客端末8とID利用端末6は複数個あってもよい。

【0046】

なお、顧客端末8とID受注端末3間、および、ID受注端末3とIDタグ製造工場用端末4間、および、ID受注端末3とID管理端末5間、および、IDタグ製造工場用端末4とID管理端末5間、および、ID管理端末5とID利用端末6間の通信には、暗号を用いることが望ましいが、暗号通信の方式は、それぞれ2つの端末間で通信できれば、異なる方式であってもよい。また、暗号通信を行なう代わりに、あらかじめ認証を行なった後で通信を行なってもよい。

【0047】

次に、上記のID管理システムを構成する各装置について説明する。

【0048】

図16は、顧客端末8の機能構成を示す概略図である。

【0049】

図示するように、顧客端末8は、入出力部81と、通信部82を有する。

【0050】

入出力部81は、IDタグ300の発注に必要な発注情報を受け入れる。発注情報とは、IDタグ300に格納したいID100、暗号化した拡張ID200の復号化用の鍵、など拡張ID200の生成と管理に必要な情報と、発注者情報、発注日時、納入期限、納入方法指定、などIDタグ300の発注に必要な情報と、を指す。

【0051】

また、ID受注端末3から受け取った受注情報を出力する。受注情報とは、前記発注情報と、IDタグ300に格納される拡張ID200、ID受注端末3が改竄検知符号を生成するために用いた鍵と、検証するために用いる鍵、自動生成された暗号化用及び復号化用

10

20

30

40

50

の鍵、など拡張ID200の管理に必要な情報と、受注日時、納入日時、納入方法、などIDタグ300の納入に必要な情報と、を指す。

【0052】

通信部82は、入出力部81より受け取った発注情報を含む受注情報要求を、通信用に暗号化し、ネットワーク7を介してID受注端末3に送信する。また、ID受注端末3より、暗号化された受注情報を受け取り、復号化する。通信用の暗号化には、共通鍵暗号、もしくは、公開鍵暗号、もしくは、共通鍵暗号と公開鍵暗号を組み合わせたもの、を利用する。

【0053】

図4は、ID受注端末3の機能構成を示す概略図である。

10

【0054】

図示するように、ID受注端末3は、入出力部31と、拡張ID生成部32と、改竄検知符号生成部33と、通信部34を有する。

【0055】

通信部34は、ネットワーク7を介して顧客端末8より受信した暗号文の復号化を行ない、発注情報を含む受注情報要求を得る。利用する暗号方式は、顧客端末8の通信部82で利用しているものと同じとする。

【0056】

入出力部31は、エラー情報などを出力する。また、発注情報をネットワーク7を介して顧客端末8から受け入れず、直接入力受付する場合に用いる。

20

【0057】

拡張ID生成部32は、通信部34より受け取った発注情報から、IDの属性情報101を生成する。また、改竄検知符号生成部33に、ID100と属性情報101と改竄検知符号生成用の鍵を渡し、生成された改竄検知符号102と検証用の鍵を受け取る。発注情報に改竄検知符号生成用の鍵が含まれていない場合、乱数を生成し、生成した値を改竄検知符号生成用の鍵とする。さらに、ID100と属性情報101と改竄検知符号102から、拡張ID200を生成する。なお、属性情報101は、クラス情報103であってもよいし、バージョン情報104であってもよい。また、発注情報に拡張ID200の暗号化用の鍵が含まれていない場合、乱数を生成し、生成した値を暗号化用の鍵とする。また、拡張ID200を暗号化し、暗号化符号105を生成し、復号化用の鍵を生成する機能も有する。発注情報に、拡張ID、生成した鍵などを加え、受注情報とする。

30

【0058】

改竄検知符号生成部33は、拡張ID生成部32より受け取ったID100と属性情報101と改竄検知符号生成用の鍵から、改竄検知符号102と検証用の鍵とを生成し、拡張ID生成部32に渡す。

【0059】

通信部34は、ネットワーク7を介して顧客端末8より受け取った発注情報を含むID重複確認要求を、通信用に暗号化し、ネットワーク1を介してID管理端末5に送信する。なお、発注情報の代わりに入出力部31より受け取った拡張ID200を送信してもよい。ID管理端末5より、発行済みIDとの重複がない旨の通知を受け取った後、入出力部31より受け取った受注情報を含む受注ID登録要求を通信用に暗号化し、ネットワーク1を介してID管理端末5に送信する。なお、IDの重複を許可する場合は、ID重複確認要求の送信を省略しても良い。

40

【0060】

また、入出力部31より受け取った受注情報を含むIDタグ製造要求を通信用に暗号化し、ネットワーク1を介してIDタグ製造工場用端末4に送信する。通信用の暗号化には、共通鍵暗号、もしくは、公開鍵暗号、もしくは、共通鍵暗号と公開鍵暗号を組み合わせたもの、を利用する。また、入出力部31より受け取った受注情報を通信用に暗号化し、ネットワーク7を介して顧客端末8に送信する。利用する暗号方式は、顧客端末8の通信部82で利用しているものと同じとする。

50

【 0 0 6 1 】

図5は、IDタグ製造工場46の機能構成を示す概略図である。

【 0 0 6 2 】

図示するように、IDタグ製造工場46は、IDタグ製造工場用端末4と、製造部42と、検査部43と、納入部45とを有する。また、IDタグ製造工場用端末4は、通信部41と、制御部44とを有する。

【 0 0 6 3 】

通信部41は、ネットワーク1を介してID受注端末3より受信した暗号文の復号化を行ない、受注情報を含むIDタグ製造要求を得る。利用する暗号方式は、ID受注端末3の通信部34で利用しているものと同じとする。

【 0 0 6 4 】

制御部44は、通信部41で得た受注情報を受け取り、該受注情報に含まれる拡張ID200を格納したIDタグ300を、該受注情報に従って製造するよう、製造部42に指示する。また、拡張ID200を検査部43に送り、完成したIDタグ300の機能が正常か否かを検査するよう、検査部43に指示する。検査結果が不良であった場合、拡張ID200を製造部42に渡し、再度、IDタグ300を製造させる。検査結果が不良であった拡張ID200を、欠番IDとして通信部41に渡してもよい。また、検査結果が正常であったIDタグ300に付与されている拡張ID200を製造済みIDとして通信部41に渡す。

【 0 0 6 5 】

通信部41は、欠番IDを含む欠番ID登録要求と、製造済みIDを含む製造済みID登録要求と、を作成し、通信用に暗号化し、ネットワーク1を介してID管理端末5に送信する。通信用の暗号化には、共通鍵暗号、もしくは、公開鍵暗号、もしくは、共通鍵暗号と公開鍵暗号を組み合わせたもの、を利用する。

【 0 0 6 6 】

製造部42は、制御部44より受け取った拡張ID200を格納したIDタグ300を製造する。そして、製造したIDタグ300を検査部43に渡す。

【 0 0 6 7 】

検査部43は、製造部42から受け取ったIDタグ300を検査し、制御部44より受け取った拡張ID200が正しく格納されていることなどを確認する。そして、検査結果を制御部44に送る。

【 0 0 6 8 】

納入部45は、検査部43で検査結果が合格であったIDタグ300を受け取る。そして、受注情報に含まれる納入方法に従って、顧客に対して発送・引き渡しなどを行ない、納入する。

【 0 0 6 9 】

図6は、ID管理端末5の機能構成を示す概略図である。

【 0 0 7 0 】

図示するように、ID管理端末5は、通信部51と、ID関連情報管理部52と、ID関連情報管理データベース53とを有する。

【 0 0 7 1 】

通信部51は、ネットワーク1を介してID受注端末3より受信した暗号文の復号化を行ない、受注情報を含むID重複確認要求、もしくは、受注情報を含む受注ID登録要求を得る。利用する暗号方式は、ID受注端末3の通信部34で利用しているものと同じとする。また、ネットワーク1を介してIDタグ製造工場用端末4より受信した暗号文の復号化を行ない、欠番IDを含む欠番ID登録要求と、製造済みIDを含む製造済みID登録要求と、を得る。利用する暗号方式は、IDタグ製造工場用端末4の通信部41で利用しているものと同じとする。また、ネットワーク2を介してID利用端末6より受信した暗号文の復号化を行ない、拡張ID200を含む検証要求、もしくは、属性情報101を含む検証用鍵要求、もしくは、復号化用鍵要求を得る。利用する暗号方式は、ID利用端末

10

20

30

40

50

6 の通信部 6 1 で利用しているものと同じとする。

【 0 0 7 2 】

I D 関連情報管理部 5 2 は、通信部 5 1 より受け取った要求が、I D 重複確認要求である場合、共に受け取った受注情報に含まれる拡張 I D 2 0 0 と、I D 関連情報管理データベース 5 3 に格納してある拡張 I D 2 0 0 とを用いて、発行済み I D と重複するか否かを確認する。そして、確認の結果を通信部 5 1 で暗号化し、ネットワーク 1 を介して I D 受注端末 3 に送信する。また、通信部 5 1 より受け取った要求が、受注 I D 登録要求である場合、共に受け取った受注情報を I D 関連情報管理データベース 5 3 に格納する。また、通信部 5 1 より受け取った要求が、欠番 I D 登録要求である場合、共に受け取った欠番 I D を I D 関連情報管理データベース 5 3 に格納する。また、通信部 5 1 より受け取った要求が、製造済み I D 登録要求である場合、共に受け取った製造済み I D を I D 関連情報管理データベース 5 3 に格納する。また、通信部 5 1 より受け取った要求が、検証要求である場合、共に受け取った拡張 I D 2 0 0 と、I D 関連情報管理データベース 5 3 に格納してある拡張 I D 2 0 0 とを比較し、検証を行なう。そして、検証結果を通信部 5 1 で暗号化し、ネットワーク 2 を介して I D 利用端末 6 に送信する。また、通信部 5 1 より受け取った要求が、検証用鍵要求である場合、共に受け取った属性情報 1 0 1 から、I D 関連情報管理データベース 5 3 に格納してある改竄検知符号 1 0 2 の検証用の鍵を取り出し、通信部 5 1 で暗号化し、ネットワーク 2 を介して I D 利用端末 6 に送信する。また、通信部 5 1 より受け取った要求が、復号化用鍵要求である場合、I D 関連情報管理データベース 5 3 より復号化用の鍵を取り出し、通信部 5 1 で暗号化し、ネットワーク 2 を介して I D 利用端末 6 に送信する。通信用の暗号化には、共通鍵暗号、もしくは、公開鍵暗号、もしくは、共通鍵暗号と公開鍵暗号を組み合わせたもの、を利用する。また、通信部 5 1 より受け取った要求が、失効 I D 登録要求である場合、共に受け取った失効 I D 2 0 0 を、I D 関連情報管理データベース 5 3 に格納する。

【 0 0 7 3 】

I D 関連情報管理データベース 5 3 には、I D タグ 3 0 0 に関連する管理情報が格納される。図 1 7 は、I D 関連情報管理データベース 5 3 に格納される I D タグ 3 0 0 に関連する管理情報を説明するための図である。図示するように、I D タグ 3 0 0 に関連する管理情報は、I D 受注端末 3 から送られてきた受注情報 5 3 0 と、発行 / 納入済み・欠番扱い・製造中・失効などの I D の発行状況 5 3 8 と、その他の管理情報である備考 5 3 9 と、を含んで構成される。

【 0 0 7 4 】

ここで、受注情報 5 3 0 は、顧客端末 8 において受け入れた発注情報 5 3 1 と、I D 受注端末 3 において前記発注情報 5 3 1 から生成された拡張 I D 2 0 0 と、を含む。ここで、発注情報 5 3 1 は、顧客情報 5 3 2 と、顧客が発注した I D の個数 5 3 3 と、欠番や重複などの発行条件 5 3 4 と、I D 3 0 0 の指定納入日 5 3 5 と、I D の属性情報 1 0 1 と対応づけられた改竄検知コード 1 0 2 の検証用の鍵 5 3 6 と、拡張 I D 2 0 0 が暗号化されて I D タグ 3 0 0 に付与されている場合の復号化用の鍵 5 3 7 と、顧客が発行を希望した I D 1 0 0 と、を含んで構成される。

【 0 0 7 5 】

図 7 は、I D 利用端末 6 の機能構成を示す概略図である。図示するように、I D 利用端末 6 は、I D 読み取り部 6 1 と、入出力部 6 2 と、制御部 6 3 と、データベース 6 4 と、通信部 6 5 とを有する。

【 0 0 7 6 】

I D 読み取り部 6 1 は、I D タグ 3 0 0 に付与された拡張 I D 2 0 0 を読み取る。たとえば、拡張 I D が電子回路チップ 3 0 1 のメモリに格納されている場合、電波を送信して I D タグ 3 0 0 に装着された電子回路チップ 3 0 1 を駆動する。そして、当該電子回路チップ 3 0 1 から送信されるデータを読み取る。受信したデータに暗号化符号 1 0 5 がある場合は、受信したデータを復号化し、拡張 I D 2 0 0 を得る。復号化に用いる鍵は、あらかじめデータベース 6 4 に格納しておいてもよいし、通信部 6 5 を通じて I D 管理端末 5 に

10

20

30

40

50

復号化用鍵要求を送信して ID 管理端末 5 から入手してもよい。また、読み取った拡張 ID 200 を含む検証要求を通信部 65 を通じて ID 管理端末 5 に送信し、ID 管理端末 5 から検証結果を入手してもよい。

【0077】

入出力部 62 は、データベース 64 に対し、新規に登録する情報、または、更新する情報の入力、及び、読み出した情報の表示を行なう。また、ID の読み取り、データベースの読み書き、通信、などの指示を受け入れ、結果を出力する。

【0078】

制御部 63 は、ID 読み取り部 61 と、入出力部 62 と、データベース 64 と、通信部 65 とを制御する。また、読み取った拡張 ID 200 の改竄検知符号 102 の検証を行なう。検証用の鍵は、データベース 64 に格納しておいてもよいし、属性情報 101 を含む検証用鍵要求を ID 管理端末 5 に対して送信して、ID 管理端末 5 から入手してもよい。改竄検知符号 102 の検証は、拡張 ID 200 を含む検証要求を ID 管理端末 5 に送信して、検証結果を ID 管理端末 5 から入手してもよい。改竄検知符号 102 の検証に成功したならば、対応づけて格納してある情報をデータベース 64 から取り出し、入出力部 62 で出力する。なお、取り出した情報が処理を示すものである場合、当該処理を行なう。当該処理には、たとえば、決済処理、他の端末への転送、情報が示す URL に対する問い合わせ、などがある。ID の読み取りに失敗した場合は、ID 読み取り部 61 に再度読み取り作業を行なわせるか、または、当該 ID を失効 ID とし、電子署名を付加し、通信部 65 に失効 ID 登録要求を ID 管理端末 5 に送信させる。

10

20

30

40

50

【0079】

データベース 64 は、拡張 ID 200 と、拡張 ID 200 が付与された ID タグ 300 と対応づけられて管理されている物品の情報を格納する。また、ID の属性情報 101 と、対応する改竄検知符号 102 の検証用の鍵とを、関連付けて格納する。また、ID タグ 300 に付与された暗号化した拡張 ID 200 を復号化するための鍵を格納する。

【0080】

通信部 65 は、復号化用鍵要求と、属性情報 101 を含む検証用鍵要求と、拡張 ID 200 を含む検証要求と、失効 ID を含む失効 ID 登録要求と、を作成し、通信用に暗号化し、ネットワーク 2 を介して ID 管理端末 5 に送信する。通信用の暗号化には、共通鍵暗号、もしくは、公開鍵暗号、もしくは、共通鍵暗号と公開鍵暗号を組み合わせたもの、を利用する。

30

【0081】

なお、ID 読み取り部 61 と入出力部 62 は、ID 利用端末 6 以外の他の端末のものを利用し、ID 利用端末 6 とネットワークを介して接続してもよい。また、ID 読み取り部 61 と入出力部 62 は、それぞれ複数個あってもよい。

【0082】

なお、上記の顧客端末 8、ID 受注端末 3、ID タグ製造工場用端末 4、および ID 管理端末 5 は、図 8 に示すように、CPU 71 と、メモリ 72 と、ハードディスク装置などの外部記憶装置 73 と、FD、CD-ROM、DVD-ROM などの記憶媒体 74 からデータを読み取る記憶媒体読取装置 75 と、キーボード、マウスなどの入力装置 76 と、モニタなどの出力装置 77 と、ネットワークを介して他の装置と通信を行うための通信装置 78 と、これら装置間のデータ送受を司るインターフェース 79 と、を備えた一般的な構成を有する電子計算機上に、構築することができる。

【0083】

上記の ID 受注端末 3 の入出力部 31、拡張 ID 生成部 32、改竄検知符号生成部 33、通信部 34、ID 管理端末 5 の通信部 51、ID 関連情報管理部 52 および ID 関連情報管理データベース 53 は、CPU 71 がメモリ 72 上にロードされたプログラムを実行することで、電子計算機上に具現化されるプロセスとして実現される。また、ID 管理端末 5 の場合、メモリ 72 や外部記憶装置 73 が ID 関連情報管理データベース 53 として使用される。

【0084】

この、CPU71により実行されることで電子計算機上に上記のID受注端末3を具現化するためのプログラムは、予め外部記憶装置73に記憶され、必要に応じてメモリ72上にロードされ、CPU71により実行される。あるいは、記憶媒体読取装置75を介して記憶媒体74からメモリ72上にロードされ、CPU71により実行される。もしくは、一旦、記憶媒体読取装置75を介して記憶媒体74から外部記憶装置73にインストールされた後、必要に応じて、外部記憶装置73からメモリ72上にロードされ、CPU71により実行される。さらには、他の計算機から、ネットワーク上の伝送媒体と通信装置78を介して、いったん外部記憶装置73にダウンロードされ、それからメモリ72上にロードされ、あるいは直接ネットワークからメモリ72上にロードされて、CPU71により実行される。10

【0085】

また、上記のID利用端末6は、図8に示す電子計算機、および、電子回路チップ読取装置、バーコード読取装置、OCR、電子スキャナなどのID読取装置710を有するシステム上に、構築することができる。上記のID利用端末6のID読み取り部61、入出力部62、制御部63、データベース64および通信部65は、CPU71がメモリ72上にロードされたプログラムを実行することで、システム上に具現化されるプロセスとして実現される。また、この場合、メモリ72や外部記憶装置73がデータベース64として使用される。この、CPU71により実行されることでシステム上に上記のIDタグ製造工場用端末4を具現化するためのプログラムは、予め外部記憶装置73に記憶され、必要に応じてメモリ72上にロードされ、CPU71により実行される。あるいは、記憶媒体読取装置75を介して記憶媒体74からメモリ72上にロードされ、CPU71により実行される。もしくは、一旦、記憶媒体読取装置75を介して記憶媒体74から外部記憶装置73にインストールされた後、必要に応じて、外部記憶装置73からメモリ72上にロードされ、CPU71により実行される。さらには、他の計算機から、ネットワーク上の伝送媒体と通信装置78を介して、いったん外部記憶装置73にダウンロードされ、それからメモリ72上にロードされ、あるいは直接ネットワークからメモリ72上にロードされて、CPU71により実行される。20

【0086】

次に、上記のID管理システムの動作について説明する。30

【0087】

まず、顧客端末8の動作について説明する。

【0088】

図18は、顧客端末8の動作の概略を説明するためのフロー図である。

【0089】

まず、入出力部81において、IDタグ300の発注情報を受け入れる（ステップ1801（S1801という、以下同様））。

【0090】

次に、通信部82は、S1801で受け入れた発注情報を含む、受注情報要求を作成し、通信用に暗号化してネットワーク7を介してID受注端末3に送信する（S1802）。そして、ID受注端末3から、受注情報を受信するまで待機する（S1803）。受信したならば（S1803のYes）、通信部82は受信した暗号文の復号化を行ない、入出力部81は、通信部82で得た受注情報を出力する（S1804）。40

【0091】

次に、ID受注端末3の動作について説明する。

【0092】

図9は、ID受注端末3の動作の概略を説明するためのフロー図である。

【0093】

まず、通信部41は、ネットワーク7を介して顧客端末8から発注情報を含む受注情報要求を受信するまで、待機する（S1316）。受信したならば（S1316のYes）、50

通信部 4 1 は、受信した暗号文の復号化を行ない、発注情報を入手する (S 1 3 0 1)。

【 0 0 9 4 】

次に、通信部 3 4 は、 S 1 3 0 1 で受け入れた発注情報を含む、 ID 重複確認要求を作成し、通信用に暗号化してネットワーク 1 を介して ID 管理端末 5 に送信する (S 1 3 0 2)。そして、 ID 管理端末 5 から、前記 ID 重複確認要求に対する処理結果を受信するまで待機する (S 1 3 0 3)。

【 0 0 9 5 】

次に、発注情報が示す ID と ID 管理端末 5 に登録済みの ID とが重複していた場合 (S 1 3 0 4 の Yes)、入出力部 3 1 は、エラーを出力する (S 1 3 0 5)。重複していない場合 (S 1 3 0 4 の No)、拡張 ID 生成部 3 2 は、発注情報から ID の属性情報 1 0 1 、クラス情報 1 0 3 、バージョン情報 1 0 4 を生成する (S 1 3 0 6)。発注情報に、改竄検知符号 1 0 2 生成用の鍵、または拡張 ID 2 0 0 の暗号化用の鍵、のいずれかが含まれていない場合 (S 1 3 0 7 の No) は、拡張 ID 生成部 3 2 は、乱数を生成する (S 1 3 0 8)。

10

【 0 0 9 6 】

次に、改竄検知符号生成部 3 3 は、発注情報に含まれる改竄検知符号 1 0 2 生成用の鍵と、 ID 1 0 0 と、 S 1 3 0 6 で生成された属性情報 1 0 1 、クラス情報 1 0 3 またはバージョン情報 1 0 4 と、を用いて改竄検知符号 1 0 2 と、検証用の鍵と、を生成する (S 1 3 0 9)。発注情報に、改竄検知符号 1 0 2 生成用の鍵が含まれていない場合は、改竄検知符号 1 0 2 生成用の鍵として、 S 1 3 0 8 で入手した乱数値を用いる。

20

【 0 0 9 7 】

次に、拡張 ID 生成部 3 2 は、発注情報に含まれる ID 1 0 0 と、 S 1 3 0 6 で生成された属性情報 1 0 1 、クラス情報 1 0 3 またはバージョン情報 1 0 4 と、 S 1 3 0 9 で生成された改竄検知符号 1 0 2 と、を用いて拡張 ID 2 0 0 を生成する (S 1 3 1 0)。拡張 ID 2 0 0 の暗号化が必要であった場合 (S 1 3 1 1 の Yes) は、拡張 ID 生成部 3 2 は、発注情報に含まれる暗号化用の鍵を用いて暗号化を行ない (S 1 3 1 2)、暗号化符号 1 0 5 を添付する (S 1 3 1 3)。発注情報に、暗号化用の鍵が含まれていない場合は、暗号化用の鍵として、 S 1 3 0 8 で入手した乱数値を用いる。

【 0 0 9 8 】

次に、通信部 3 4 は、 S 1 3 0 1 で受け入れた発注情報と、 S 1 3 1 0 で作成した拡張 ID 2 0 0 、もしくは、 S 1 3 1 3 で作成した暗号化した拡張 ID 2 0 0 と、 S 1 3 0 8 で生成した乱数値から得た鍵と、を含む受注情報を生成する (S 1 3 1 7)。

30

【 0 0 9 9 】

次に、通信部 3 4 は、 S 1 3 1 7 で生成した受注情報を含む、受注 ID 登録要求を作成し、通信用に暗号化してネットワーク 1 を介して ID 管理端末 5 に送信する (S 1 3 1 4)。また、通信部 3 4 は、 S 1 3 1 7 で生成した受注情報を含む、 ID タグ製造要求を作成し、通信用に暗号化してネットワーク 1 を介して ID タグ製造工場用端末 4 に送信する (S 1 3 1 5)。また、通信部 3 4 は、 S 1 3 1 7 で生成した受注情報を、通信用に暗号化してネットワーク 7 を介して顧客端末 8 に送信する (S 1 3 1 8)。

40

【 0 1 0 0 】

なお、 S 1 3 1 4 、 S 1 3 1 5 、および S 1 3 1 8 の順番は入れ替わってもよい。

【 0 1 0 1 】

なお、 S 1 3 0 6 ~ S 1 3 1 0 の処理を、 S 1 3 0 1 の直後に行なってもよい。この場合は、 S 1 3 0 2 において作成する ID 重複確認要求には、 S 1 3 1 0 で生成された拡張 ID 2 0 0 が含まれる。

【 0 1 0 2 】

次に、 ID タグ製造工場用端末 4 の動作について説明する。

【 0 1 0 3 】

図 1 0 は、 ID タグ製造工場用端末 4 の動作を説明するためのフロー図である。

【 0 1 0 4 】

50

まず、通信部41は、ネットワーク1を介してID受注端末3からIDタグ製造要求を受信するまで、待機する(S1401)。受信したならば(S1401のYes)、通信部41は、受信した暗号文の復号化を行ない、受注情報を入手する(S1402)。

【0105】

次に、制御部44は、S1402で入手した受注情報に含まれる拡張ID200を格納したIDタグ300を製造するよう、製造部42に指示し、製造部42は、該受注情報に従ってIDタグ300を製造する(S1403)。

【0106】

次に、制御部44は、S1403で製造されたIDタグ300の機能が正常か否かを検査するよう、検査部43に指示し、検査部43は、製造部42から受け取ったIDタグ300を検査し、制御部44より受け取った拡張ID200が正しく格納されていることなどを確認する。(S1404)。

10

【0107】

制御部44は、検査部43から受け取った検査結果が正常であったならば(S1405のYes)、IDタグ300に付与されている拡張ID200を、製造済みIDとする(S1406)。通信部41は、S1406で得た製造済みIDを含む、製造済みID登録要求を作成し、通信用に暗号化してネットワーク1を介してID管理端末5に送信する(S1407)。

【0108】

次に、納入部45は、検査部43で検査結果が合格であったIDタグ300を受け取り、受注情報に含まれる納入方法に従って、顧客に対して発送・引き渡しなどを行ない、納入する(S1411)。

20

【0109】

一方、検査部43から受け取った検査結果が異常であったならば(S1405のNo)、制御部44は、IDタグ300に付与されている拡張ID200を、欠番IDとする(S1408)。検査結果が異常であったIDタグ300の再製造が必要な場合(S1409のYes)、制御部44は、製造部42にIDタグ300の再製造を行なわせ、S1408で得た欠番IDを付与する(S1403)。一方、再製造が必要ない場合(S1409のNo)、通信部41は、欠番IDを含む欠番ID登録要求を作成し、通信用に暗号化してネットワーク1を介してID管理端末5に送信する(S1410)。

30

【0110】

次に、ID管理端末5の動作について説明する。

【0111】

図11は、ID管理端末5の動作を説明するためのフロー図である。

【0112】

まず、通信部51は、ID受注端末3またはIDタグ製造工場用端末4からネットワーク1を介した要求、もしくは、ID利用端末6からネットワーク2を介した要求、を受信するまで、待機する(S1501)。受信したならば(S1501のYes)、通信部51は、受信した暗号文の復号化を行ない、後述する各種情報を含んだ要求を得る(S1502)。

40

【0113】

次に、ID関連情報管理部52は、S1502で入手した要求内容を解析する。

【0114】

入手した要求内容が、ID受注端末3からのID重複確認要求であるならば、ID関連情報管理部52は、前記ID重複確認要求に含まれる発注情報を入手する(S1511)。次に、S1511で入手した発注情報に含まれる拡張ID200と、ID関連情報管理データベース53に格納してある拡張ID200と、を用いて、IDが重複するか否かを確認する(S1512)。ID関連情報管理データベース53に同一の拡張ID200が格納されていても、該拡張ID200が失効扱いであるならば、重複していないものとする。そして、確認の結果を通信部51で暗号化し、ネットワーク1を介してID受注端末3

50

に送信する (S 1 5 1 3)。

【 0 1 1 5 】

入手した要求内容が、 I D 受注端末 3 からの受注 I D 登録要求であるならば、 I D 関連情報管理部 5 2 は、前記受注 I D 登録要求に含まれる、受注情報を入手する (S 1 5 2 1) 。次に、 S 1 5 2 1 で入手した受注情報を、 I D 関連情報管理データベース 5 3 に格納する (S 1 5 2 2) 。

【 0 1 1 6 】

入手した要求内容が、 I D タグ製造工場用端末 4 からの製造済み I D 登録要求であるならば、 I D 関連情報管理部 5 2 は、前記製造済み I D 登録要求に含まれる製造済み I D を入手する (S 1 5 3 1) 。次に、 S 1 5 3 1 で入手した製造済み I D を、 I D 関連情報管理データベース 5 3 に格納する (S 1 5 3 2) 。

【 0 1 1 7 】

入手した要求内容が、 I D タグ製造工場用端末 4 からの欠番 I D 登録要求であるならば、 I D 関連情報管理部 5 2 は、前記欠番 I D 登録要求に含まれる欠番 I D を入手する (S 1 5 4 1) 。次に、 S 1 5 4 1 で入手した欠番 I D を、 I D 関連情報管理データベース 5 3 に格納する (S 1 5 4 2) 。

【 0 1 1 8 】

入手した要求内容が、 I D 利用端末 6 からの検証要求であるならば、 I D 関連情報管理部 5 2 は、検証要求に含まれる拡張 I D 2 0 0 を入手する (S 1 5 5 1) 。次に、 S 1 5 5 1 で入手した拡張 I D 2 0 0 と、 I D 関連情報管理データベース 5 3 に格納してある拡張 I D 2 0 0 と、を比較して、改竄検知符号 1 0 2 が正当なものであるか否かを検証する (S 1 5 5 2) 。そして、検証の結果を通信部 5 1 で暗号化し、ネットワーク 2 を介して I D 利用端末 6 に送信する (S 1 5 5 3) 。

【 0 1 1 9 】

入手した要求内容が、 I D 利用端末 6 からの検証用鍵要求であるならば、 I D 関連情報管理部 5 2 は、前記改竄検知符号 1 0 2 の検証用鍵要求に含まれる属性情報 1 0 1 を入手する (S 1 5 6 1) 。次に、 S 1 5 6 1 で入手した属性情報 1 0 1 と関連付けられて I D 関連情報管理データベース 5 3 に格納してある、改竄検知符号 1 0 2 の検証用の鍵を取り出す (S 1 5 6 2) 。そして、 S 1 5 6 2 で取り出した改竄検知符号 1 0 2 の検証用の鍵を通信部 5 1 で暗号化し、ネットワーク 2 を介して I D 利用端末 6 に送信する (S 1 5 6 3) 。

【 0 1 2 0 】

入手した要求内容が、 I D 利用端末 6 からの復号化用鍵要求であるならば、 I D 関連情報管理部 5 2 は、 I D 関連情報管理データベース 5 3 に格納してある、暗号化拡張 I D 2 0 0 の復号化用の鍵を取り出す (S 1 5 7 1) 。次に、 S 1 5 7 1 で取り出した暗号化拡張 I D 2 0 0 の復号化用の鍵を、通信部 5 1 で暗号化し、ネットワーク 2 を介して I D 利用端末 6 に送信する (S 1 5 7 2) 。

【 0 1 2 1 】

入手した要求内容が、 I D 利用端末 6 からの失効 I D 登録要求であるならば、 I D 関連情報管理部 5 2 は、前記失効 I D 登録要求に含まれる、失効 I D と電子署名を入手する (S 1 5 8 1) 。次に、 S 1 5 8 1 で入手した電子署名により正当な失効 I D 登録要求であることを確認し、 S 1 5 8 1 で入手した失効 I D を、 I D 関連情報管理データベース 5 3 に格納する (S 1 5 8 2) 。

【 0 1 2 2 】

次に、 I D 利用端末 6 の動作について説明する。

【 0 1 2 3 】

図 1 2 は、 I D 利用端末 6 の動作の概略を説明するためのフロー図である。

【 0 1 2 4 】

まず、入出力部 6 2 において、指示入力を受け入れる (S 1 6 0 1) 。

【 0 1 2 5 】

10

20

30

40

50

次に、制御部63は、S1601で受け入れた指示の解析を行なう(S1602)。

【0126】

S1601で受け入れた指示が、情報の読み取り指示、または、情報の更新指示、または、情報の新規登録指示の場合、読み取り部61、制御部63、データベース64および通信部65は、ID読取手続(S1603)を行なう。S1603についての詳細は図13～15で説明する。

【0127】

S1601で受け入れた指示が、失効登録指示の場合、制御部63、データベース64および通信部65は、読み取ろうとしたIDタグ300に付与されている拡張ID200を失効扱いとするための失効手続(S1604)を行なう。S1604についての詳細は図19で説明する。

【0128】

S1601で受け入れた指示が、情報の読み取り指示の場合、S1603の後、制御部63は、データベース64より、S1603で入手した拡張ID200と対応づけられて格納されている情報を取り出す(S1605)。そして、S1605で取り出した情報を出入力部62で出力する、情報の指示に従い決済処理を行なう、情報が示す端末へ転送処理を行なう、など、情報に応じた処理を行なう(S1606)。

【0129】

S1601で受け入れた指示が、更新情報を含む、情報の更新指示の場合、S1603の後、制御部63は、更新情報を入手する(S1607)。そして、データベース64に、S1603で入手した拡張ID200と対応づけられて格納されている情報を、S1607で入手した更新情報を更新する(S1608)。

【0130】

S1601で受け入れた指示が、対応情報を含む、情報の新規登録指示の場合、S1603の後、制御部63は、対応情報を入手する(S1609)。そして、S1609で入手した対応情報と、S1603で入手した拡張ID200と、を対応づけて、データベース64に格納する(S1610)。

【0131】

図13は、図12に示すS1603(ID読取手続)の処理の概要を説明するためのフロー図である。

30

【0132】

まず、ID読み取り部61は、電波を送信してIDタグ300に装着された電子回路チップ301を駆動する。そして、当該電子回路チップ301から送信されるデータを読み取る(S1611)。

【0133】

次に、制御部63は、S1611で読み取ったデータに暗号化符号105がある場合(S1612のYes)、復号化手続を行なう(S1613)。なお、S1613についての詳細は図14で説明するため、ここでは省略する。

【0134】

次に、制御部63は、S1611で読み取ったデータ、もしくは、S1613で復号化を行なって入手したデータ、の検証手続を行なう(S1614)。なお、S1614についての詳細は図15で説明するため、ここでは省略する。

【0135】

S1614の結果がエラーの場合(S1615のYes)、制御部63は、再読み取りの規定回数内か否かを判断する。(S1618)。規定回数内の場合(S1618のYes)は、再度、IDの読み取りを行なう(S1611)。読み取り回数が規定回数に達している場合(S1618のNo)、出入力部62にエラーを出力する(S1616)。

【0136】

一方、S1614の結果がエラーでない場合(S1615のNo)、制御部63は、正当に検証された拡張ID200を入手する(S1617)。

50

【0137】

図14は、図13に示すS1613(復号化手続)の処理を説明するためのフロー図である。

【0138】

まず、制御部63は、データベース64に、復号化用の鍵が格納されているか否かを確認する(S1621)。格納されていない場合(S1621のNo)は、通信部65は、復号化用鍵要求を作成し、通信用に暗号化してネットワーク2を介してID管理端末5に送信する(S1622)。そして、ID管理端末5から復号化用の鍵を受信するまで待機する(S1623)。

【0139】

次に、制御部63は、データベース64に格納されている復号化用の鍵、もしくは、S1623で得た復号化用の鍵、を用いて、暗号化拡張ID200を復号化する(S1624)。

【0140】

図15は、図13に示すS1614(検証手続)の処理を説明するためのフロー図である。

【0141】

図13に示すS1614(検証手続)の処理の一例として、まず、図15(a)を説明する。

【0142】

まず、制御部63は、データベース64に、検証用の鍵が格納されているか否かを確認する(S1631)。格納されていない場合(S1631のNo)は、通信部65は、属性情報101を含む検証用鍵要求を作成し、通信用に暗号化してネットワーク2を介してID管理端末5に送信する(S1632)。そして、ID管理端末5から検証用の鍵を受信するまで待機する(S1633)。

【0143】

次に、制御部63は、データベース64に格納されている検証用の鍵、もしくは、S1633で得た検証用の鍵、を用いて、改竄検知符号102の検証を行なう(S1634)。

【0144】

図13に示すS1614(検証手続)の処理のもう一つの例として、図15(b)を説明する。

【0145】

通信部65は、拡張ID200を含む検証要求を作成し、通信用に暗号化してネットワーク2を介してID管理端末5に送信する(S1635)。そして、ID管理端末5から検証結果を受信するまで待機する(S1636)。

【0146】

図19は、図12に示すS1604(失効手続)の処理を説明するためのフロー図である。

【0147】

まず、入出力部62において、読み取りに失敗したIDタグ300に関して、該IDタグ300の表面に印字されている記号や、該IDタグ300が付与されていた物品の情報、など、該IDタグ300に付与されている拡張ID200を推定するためのタグ情報の入力を得る(S1641)。

【0148】

次に、制御部63は、S1641で受け入れたタグ情報をデータベース64で検索し、対応づけられている拡張ID200を取り出す(S1642)。取り出した拡張ID200を失効IDとする(S1643)。

【0149】

次に、通信部65は、電子署名を生成する(S1644)。該電子署名と失効IDとを含む、失効ID登録要求を作成し、通信用に暗号化してネットワーク2を介してID管理端

10

20

30

40

50

末 5 に送信する (S 1 6 4 5) 。

【 0 1 5 0 】

以上、本発明の一実施形態について説明した。

【 0 1 5 1 】

本実施形態によれば、ID 受注端末 3 と、ID 製造工場用端末 4 および ID 管理端末 5 は、ネットワーク 1 を介して暗号通信を行なっている。また、受注情報、発行済み ID 、欠番 ID などの情報を ID 管理端末 5 において一括管理している。また、ID タグ 300 として、拡張 ID 200 が書き換え不可領域に格納された電子回路チップ 301 を利用しているため、不正な第三者が、ID タグ 300 に付与されている拡張 ID 200 を改変することはできない。また、電子回路チップ 301 を製造するには、十分な設備が必要である。そして、電子回路チップ 301 を小型・薄型にするほど、電子回路チップ 301 を製造できる者が限られてくるため、不正な第三者が ID タグの複製を製造する可能性が低くなる。また、ID を失効扱いとする際には、その旨を要求してきた ID 利用端末 6 の電子署名を確認し、正当な権利を有する場合のみ、ID を失効扱いとする。以上のことより、ID 管理端末 5 が市場に流通する ID タグ 300 の個数を管理することができる。また、機密性の高い情報を秘密裏に管理することができる。

【 0 1 5 2 】

また、本実施形態では、ID 利用端末 6 に、検証用の鍵や装置を保持していなくても、ID 管理端末 5 に、ネットワーク 2 を通じて ID 100 と ID の属性情報 101 と改竄検知符号 102 とを含む検証要求を送信すれば、検証結果を得ることができる。

【 0 1 5 3 】

また、本実施形態では、ID 利用端末 6 に、検証用の鍵を保持していなくても、ID 管理端末 5 に、ネットワーク 2 を通じて ID の属性情報 101 を含む検証用鍵要求を送信すれば、検証用の鍵を得ることができる。

【 0 1 5 4 】

なお、本発明は、上記の実施形態に限定されるものではなく、その要旨の範囲内で数々の変形が可能である。

【 0 1 5 5 】

たとえば、上記の実施形態において、ID 利用端末 6 は、必ずしも 1 つの装置上に構築されているものである必要はない。たとえば、拡張 ID 200 の読み取りや、情報または指示の入出力に係わる部分と、データベース 64 に係わる部分とを、それぞれ別個の装置上に構築し、これらの装置をネットワークで接続するような構成としてもよい。また、それとは逆に、ID 利用端末 6 のデータベース 64 に係わる部分の機能を ID 管理端末 5 に持たせてもかまわない。

【 0 1 5 6 】

また、たとえば、上記の実施形態において、顧客端末 8 から ID 受注端末 3 に送られてくる受注情報要求に含まれる発注情報に、検証用鍵または暗号用鍵が含まれていない場合、ID 受注端末 3 で乱数を生成し、該乱数を鍵として扱うことにしているが、乱数生成機能を顧客端末 8 に持たせてもよい。この場合、顧客端末 8 において、生成した乱数を検証用鍵または暗号用鍵として発注情報に含ませ、ID 受注端末 3 に送る。

【 0 1 5 7 】

【 発明の効果 】

以上説明したように、本発明によれば、改竄検知符号を備えた ID の発行と流通を管理し、ID を利用した物品管理を効率よく、かつ、信頼性高く行うことが可能な仕組みを提供できる。

【 図面の簡単な説明 】

【 図 1 】本実施形態の ID 管理システムで用いる ID の一例を示した図である。

【 図 2 】本実施形態の ID 管理システムで用いる ID タグの一例を示した図である。

【 図 3 】本実施形態が適用された ID 管理システムの概略図である。

【 図 4 】図 3 に示す ID 受注端末 3 の機能構成を示す概略図である。

10

20

30

40

50

【図5】図3に示すIDタグ製造工場46の機能構成を示す概略図である。

【図6】図3に示すID管理端末5の機能構成を示す概略図である。

【図7】図3に示すID利用端末6の機能構成を示す概略図である。

【図8】図3に示すID管理システムを構成する各装置3～6、および8のハードウェア構成例を示す図である。

【図9】図4に示すID受注端末3の動作を説明するためのフロー図である。

【図10】図5に示すIDタグ製造工場用端末4の動作を説明するためのフロー図である。

【図11】図6に示すID管理端末5の動作を説明するためのフロー図である。

【図12】図7に示すID利用端末6の動作の概要を説明するためのフロー図である。

【図13】図12に示すS1602（ID読み取り手続）の処理の概要を説明するためのフロー図である。

【図14】図13に示すS1613（復号化手続）の処理を説明するためのフロー図である。

【図15】図13に示すS1614（検証手続）の処理を説明するためのフロー図である。

【図16】図3に示す顧客端末8の機能構成を示す概略図である。

【図17】図6に示すID管理端末5のID関連情報管理データベース53に格納される、IDタグ300に関連する管理情報を説明するための図である。

【図18】図16に示す顧客端末8の動作を説明するためのフロー図である。

【図19】図12に示すS1604（失効手続）の処理の概要を説明するためのフロー図である。

【符号の説明】

1…ネットワーク、3…ID受注端末、4…製造工場用端末、5…ID管理端末、100…ID、101…IDの属性情報、102…改竄検知符号、200…拡張ID、300…IDタグ、301…電子回路チップ。

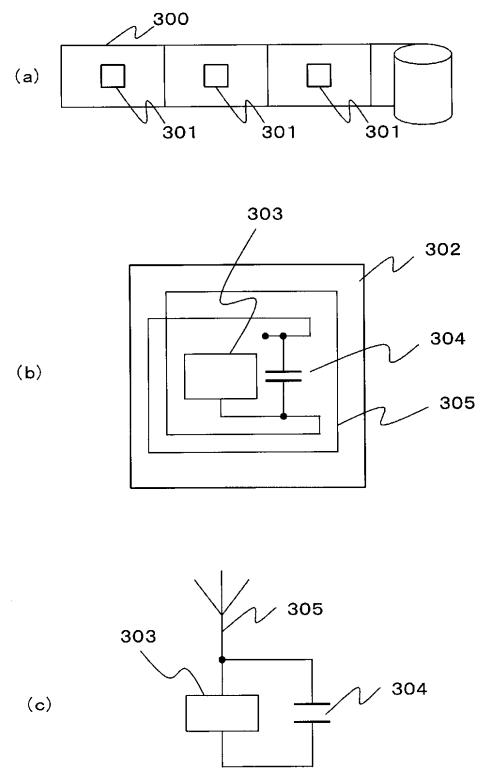
【図1】

図1



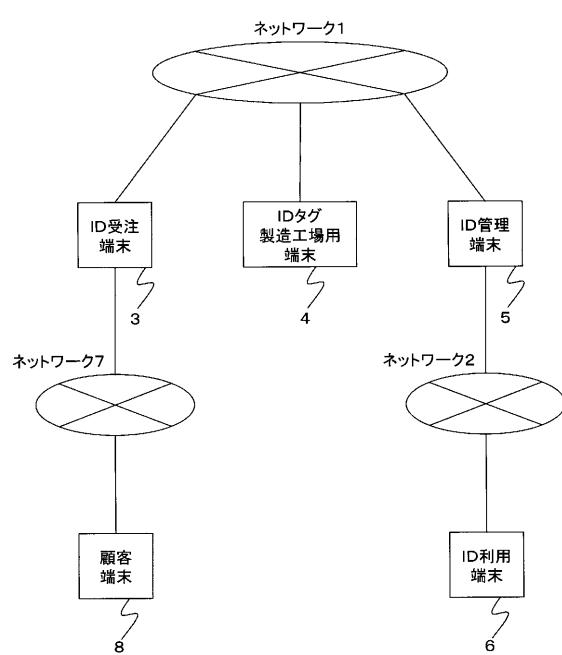
【図2】

図2



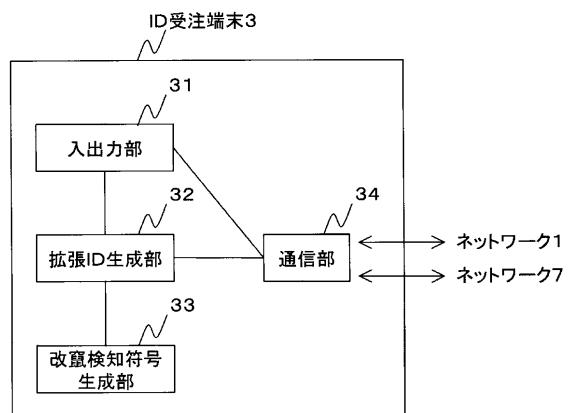
【図3】

図3



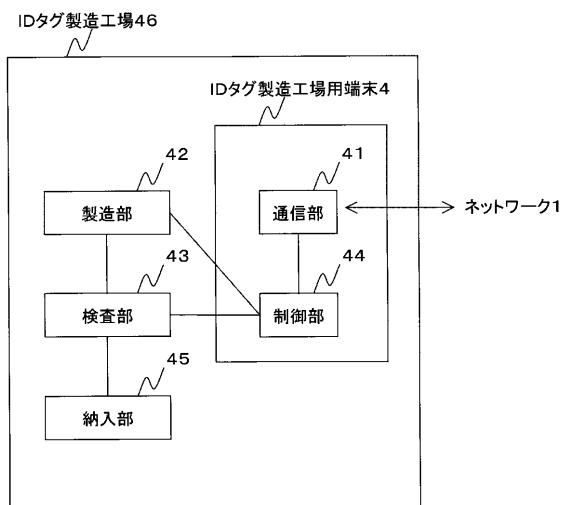
【図4】

図4



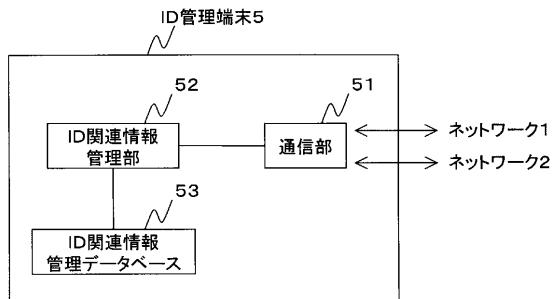
【図5】

図5



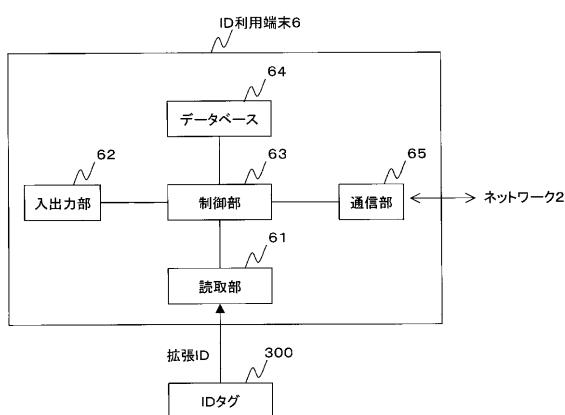
【図6】

図6



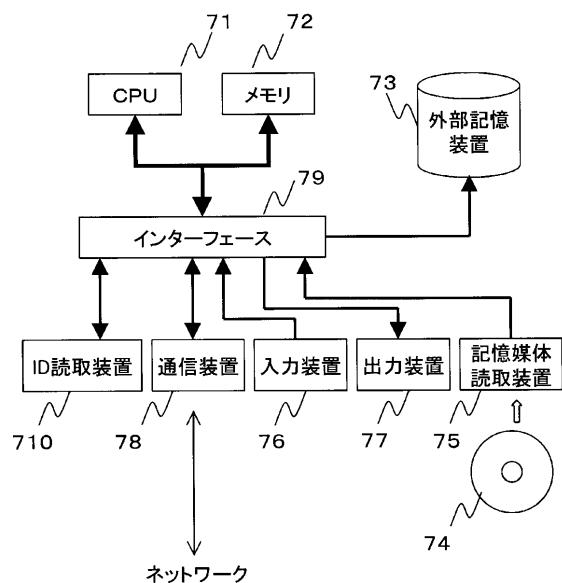
【図7】

図7

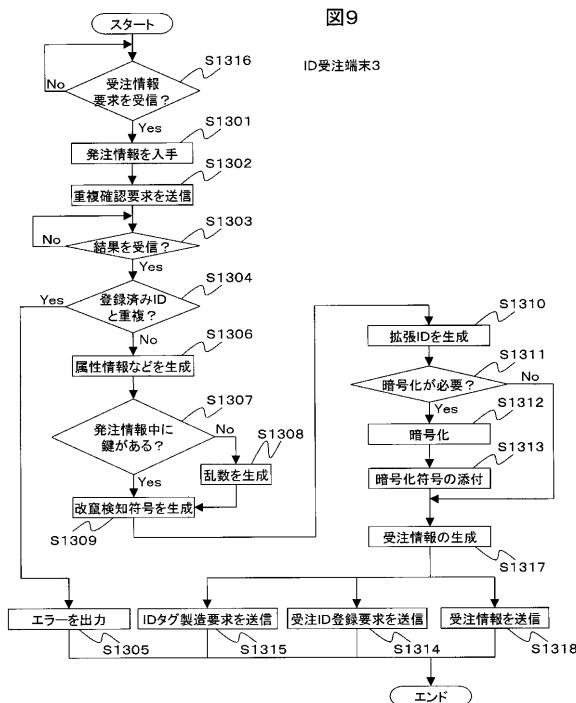


【図8】

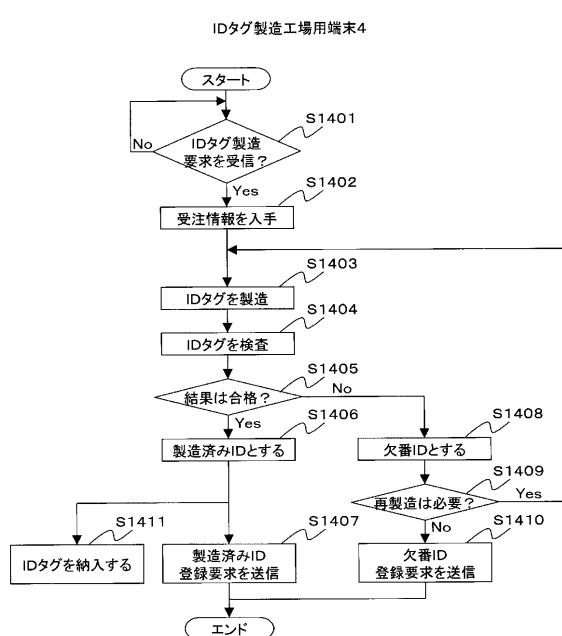
図8



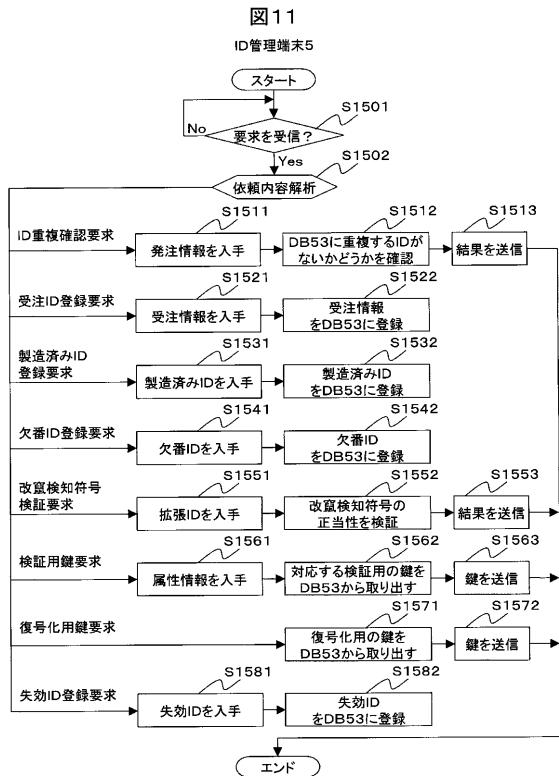
【図9】



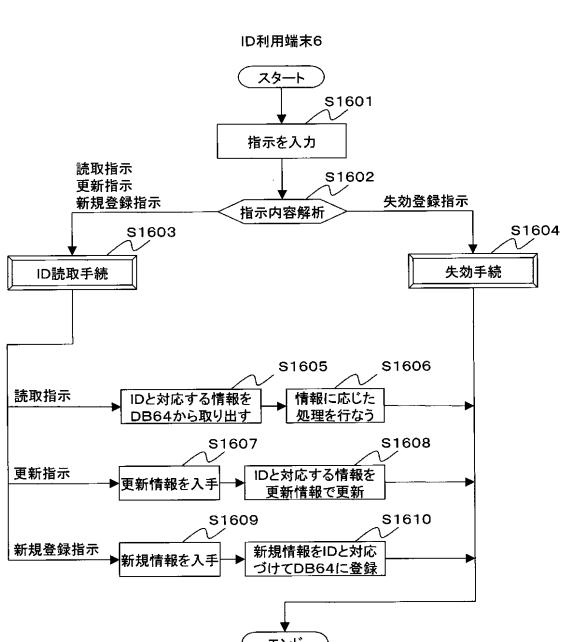
【図10】



【図11】

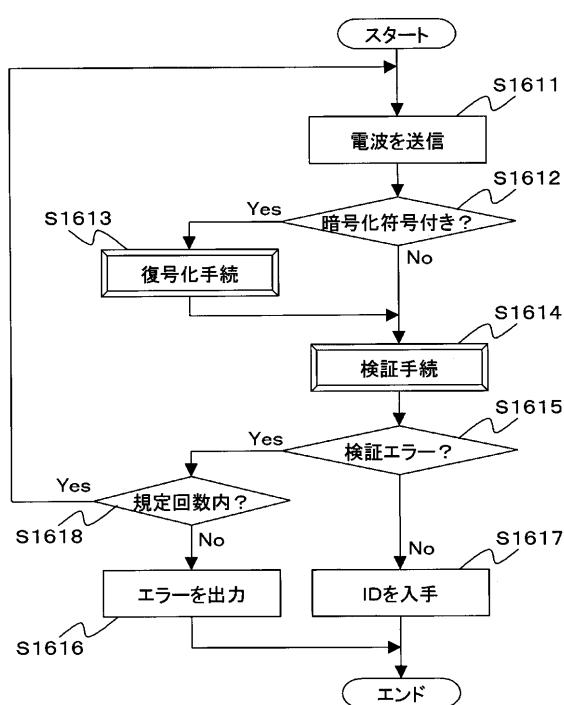
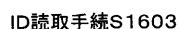


【図12】



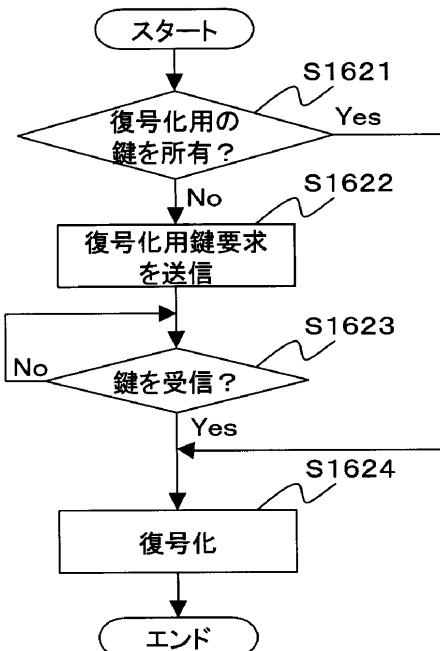
【図13】

図 13



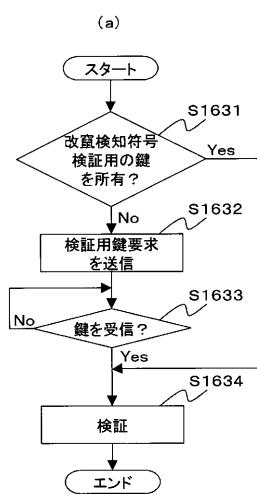
【 図 1 4 】

14



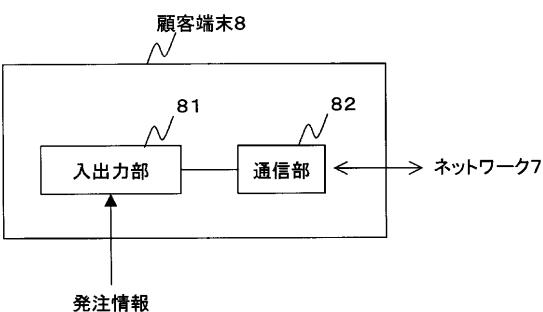
【図15】

図15



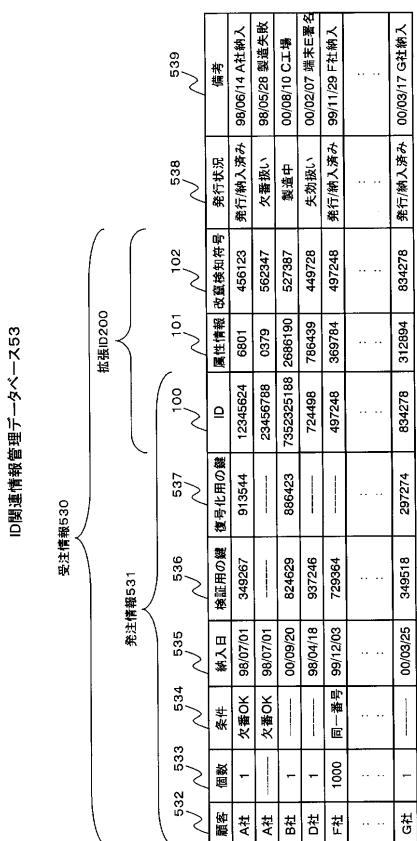
【図16】

16



【図17】

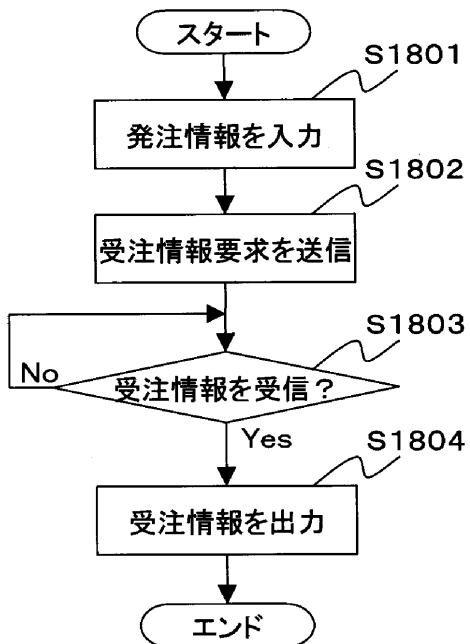
図17



【図18】

図18

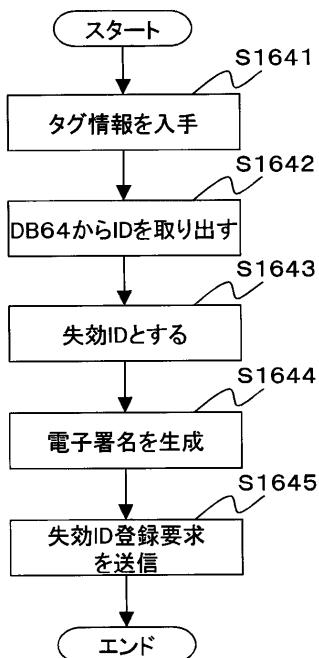
顧客端末8



【図19】

図19

失効手続S1604



フロントページの続き

(72)発明者 福澤 寧子

神奈川県川崎市麻生区王禅寺1099番地 株式会社日立製作所システム開発研究所内
Fターム(参考) 5B035 AA06 AA15 BB09 CA23